経済産業省

2025年度
第6回業務委員会
資料№2-4

ガス事業における安定供給の確保に向けて

2026年２月18日

資源エネルギー庁

１．前回の議論の整理

２．ガス事業における安定供給

３．需給の見通しの考え方

１．前回の議論の整理

２．ガス事業における安定供給

３．需給の見通しの考え方

前回WGにおける主な御意見①

- ３つの方向性はこれまでの議論が整理されており妥当だと考える。一方、３つの視点は総論では整っているが、各論に入ると相互矛盾が避けられず、そこでの精緻化が重要だと感じている。特にＬＮＧ基地の第三者利用やスタートアップ卸は、事業者がどこに課題を感じているのか背景情報が不足しており、より具体的実態を把握したい。また、既存の指針だけでは交渉ルールが分かりにくい場面もあり、ガイドライン化やQ&A整備が有効ではないかと考える。協創は重要だが、競争領域との明確な線引きが必要で、既存・新規を問わず公平に参加できる仕組みを整えたい。
- CNの項目が既存需要の置換に偏っており、ガスだからこそ創れる新たな需要や市場への視点が不足していると感じる。レジリエンス、産業向けソリューション、分散型・地産地消など、ガス特性を踏まえた成長戦略を柱として明示したい。また合成メタンやバイオガスの導入では、量・価格・地域差・技術進展などのポテンシャルを時間軸とともに示し、投資判断に必要な予見性を高めたい。CN下の安定供給は従来とは構造が異なるため、面的最適化や新サプライチェーンを含め多面的に議論する必要があると考える。
- ３つの柱は妥当だが構造が整理されておらず改善が必要だと考える。特に安定供給の中に伝統的課題と縮小社会への対応が同居し過ぎており、本来は分けて整理するべきだと感じる。需要家の選択肢確保は安定供給に統合できるとも思う。また将来見通しの記述が複数箇所に散在しており、一元化すべきだと考える。さらにCNは「都市ガスのCN化」に限定せず、「低炭素化から最終ゼロ化まで含む広いCN社会への対応」として捉えたい。燃転支援も位置付けるべきだと感じる。協創は概念が広いので、目的や範囲を具体化したい。
- 協創が示された点は重要だが、連携を実効性ある形に落とす仕組みを設計しなければ意味がないと考える。地方のDXや他インフラ・自治体との連携など、協調は多様な形があり、単なるスローガンでは解決しないので制度として詰める必要がある。また効率性を市場競争と並列で扱うと狭義に見え、ガスの用途最適化やバイオ利用など、広い効率性概念が伝わりにくいと感じる。脱炭素策やエネルギー供給の在り方を議論する上で、効率性は本来の基軸であり、競争と同義に矮小化すべきではないと考える。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見②

- 全体の方向性には賛同するが、ガス改革の検証は成果だけでなく、課題も正面から扱う必要があると考える。自由化により保安コストが増えている可能性や、ネットワーク投資に踏み込む余力が低下している懸念もあり、事業者自身の回答だけではなく、実態を丁寧に把握したい。また、今後の方向性では、「需要家の選択肢確保」が需要家側だけの視点に見えるため、人口減少下でガス需要そのものをどう創出するかという視点も組み込みたい。特に、地域によっては需要が縮小する中で、新たな利用領域をどう形成するかが重要だと考える。
- 安定供給に支障がない点には同意するが、小売が本来想定どおり自ら調達していない現状が、結果的に安定性を支えている面があるのではないかとも思う。今後、調達が細分化されていけば、逆に安定供給へ影響が出る可能性もあり、協創とのバランスを見直したい。また、料金水準の確認は必要だが、不当な値付けを判断するための基準が国内には乏しく、海外のような参照市場がない点が課題だと考える。どの指標を基準に不適切と判断するか、検証のための判断軸を整える必要がある。
- 効率的な市場が成立すれば料金は自然に低下するはずであり、消費者利益は今回の整理の中で十分に考慮さていると認識している。効率化の利益が事業者だけに帰属するならば、それは競争が働いていないだけであり、本来の制度設計の問題であると考える。また、「トランジション」が頻繁に議論されたが、本来重要なのは、エネルギー全体の低炭素化であり、ゼロエミに偏り過ぎる点には問題意識を持っている。移行を強調し過ぎると、天然ガスは最終的に不適格と扱われるのではないかという懸念を生み、投資判断を萎縮させる恐れがあるため、最終的にゼロに至る道筋をセットで示すべきであると考える。さらに、自由化に対する懐疑が見られるが、自由化前には電気・ガスの不毛な奪い合いが存在していた事実を再確認し、燃料間競争の実態も冷静に見直す必要がある。
- 消費者にとって最も重要なのは安全性と料金負担だと考える。複合サービスが増えメニューも複雑化する中、内容が分かりにくく、意図通りの契約になっているか判断しづらいので、分かりやすい情報提供を強化してほしい。また契約変更によって保安点検や災害対応が弱まることがあってはならず、誰が契約先でも安全が確保される体制づくりが不可欠だと感じる。燃料費・託送料上昇で料金負担は重くなり得るため、過度な負担とならないよう配慮が必要だと考える。都市部と地方で選択肢の差が大きく、地方でもメリットを受けられる公平な仕組みが必要だと感じる。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見③

- 整理内容には基本的に賛同するが、CNの項目がやや強く出ており、高コスト施策が時間軸を無視して進み過ぎる懸念を感じている。脱炭素は不可欠だが、累積CO_2を低コストで削減する観点が重要で、過度に政策誘導が進むと市場全体の費用効率が損なわれかねないと考える。今後、どの表現・構図で最終的にまとめるかは慎重に検討したい。現時点では方向性自体には異論はなく、むしろこの先の詳細議論でバランスよく深めていきたいという認識である。
- 需要家の選択肢確保が、現在の需要家に重点が置かれているように見えるが、燃料転換によって新たにガスを選ぶ潜在需要家も含めるべきだと考える。バイオガス、合成メタン、天然ガスなど、多様な気体燃料が並び、需要家がそれらを選べる環境整備が重要だと感じる。また協創は、省庁横断・民間連携など形態が広い概念であり、特定の枠に固めるのではなく、虚心坦懐に多様な可能性を検討し、将来像を描くことが大切だと考える。
- 協創が正式な視点として位置付けられたことは大きな意義があると考える。人口減少・担い手不足・地域格差など、個社だけでは解決が難しい課題が顕在化する中で、従来の競争・効率性に加え、協創という新たな視座が不可欠になったと感じている。地域連携、共同技術開発、環境価値取引など、協創をベースにした制度設計が今後鍵を握ると考える。今後は競争と協創のバランスをどのように制度化し、現場へ落とし込むかが主要な論点になると認識している。
- 今後の議論では時間軸を重視する必要があると考える。地政学リスクや物価高騰は、予想以上のスピードで進んでおり、事業者が必要な投資を行い安定供給を維持するためには、早急に対応すべき施策を優先度とタイミングをもって整理することが重要だと感じる。また、CNの表現については、マルチパスウェイの中で天然ガスへの燃料転換が重要な選択肢であることを明確に位置づけたい。整理案自体には異論はなく、今後の深掘りを期待している。
- 今回の整理は、都市ガスが複数の政策目標と密接に関わることを改めて示したと感じる。特に、需要家の選択肢確保の観点から、スタートアップ卸を含む卸取引の運用状況は、今後も注視が必要だと考える。他方で、原料調達や安定供給を損なわないよう、競争促進と供給安定のバランスを取る姿勢が欠かせないと感じる。今回の整理はその点を踏まえており、競争の価値を適切に位置付けたものだと理解している。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

前回WGにおける主な御意見④

- CN議論を深める前に、まず足下の競争環境の実態を丁寧に整理すべきであると考える。競争基盤が十分整わないまま新たな政策が進むと、現場で起きている課題が見落とされ、都市ガス市場の持続性が損なわれる懸念がある。特に参入事業者が継続できずに退出が続けば競争が弱まり、電化偏重が地方から進む可能性が高いと指摘する。その上で、大手エリアでは自社小売と同等条件で卸を可能にする仕組み、地方ガスでは人的支援と卸を切り離す体制、既存設備の重複投資を避ける仕組みが必要。スタートアップ卸は上限量より価格設定が問題で、制度の抜本的改善が不可欠であると考える。
- スタートアップ卸だけでなく、ガス卸取引全体の競争環境を広く確認する必要があると考える。件数の増加だけでは制度の有効性を判断できず、価格や交渉条件など運用面の検証が不可欠。また新規参入が必ずしも進んでいない背景には、保安対応や人員確保など、参入者にとって大きな負担が存在する可能性があると捉えており、需要家の選択肢を確保するためにも参入障壁の有無を丁寧に確認したい。必要に応じ制度的手当てを講じ、適切な競争環境を構築することを期待する。
- 全面自由化以降、都市ガス間の競争は着実に進展し、大手並み規模の競争相手も登場していると認識している。安定供給や中立性、災害対応については大きな問題は生じておらず、事業者が責任の範囲で適切に取り組んできた成果であると考える。一方で人口減少や物価高騰など、自由化当初は想定していなかった新たな課題が顕在化しており、持続可能な供給体制や財務基盤の確保に向けた議論を求める。また脱炭素では燃料転換を足下の確実なCO_2削減策として重視しつつ、全国規模でのCN化に向けた環境整備が必要。チェリーピッキングを避け、事業者の努力が正当に評価される制度を望む。

●委員からの意見　■オブザーバーからの意見

ガスシステムを取り巻く環境を踏まえた目指すべき方向性の検討

- ガスシステム改革については、2017年４月からのガス小売事業の全面自由化、2022年４月からの大手ガス事業者による導管部門の法的分離を実施し、**一連の改革の工程が完了**したが、**当初掲げてきた４つの目的については、一定の成果も認められる**状況である。

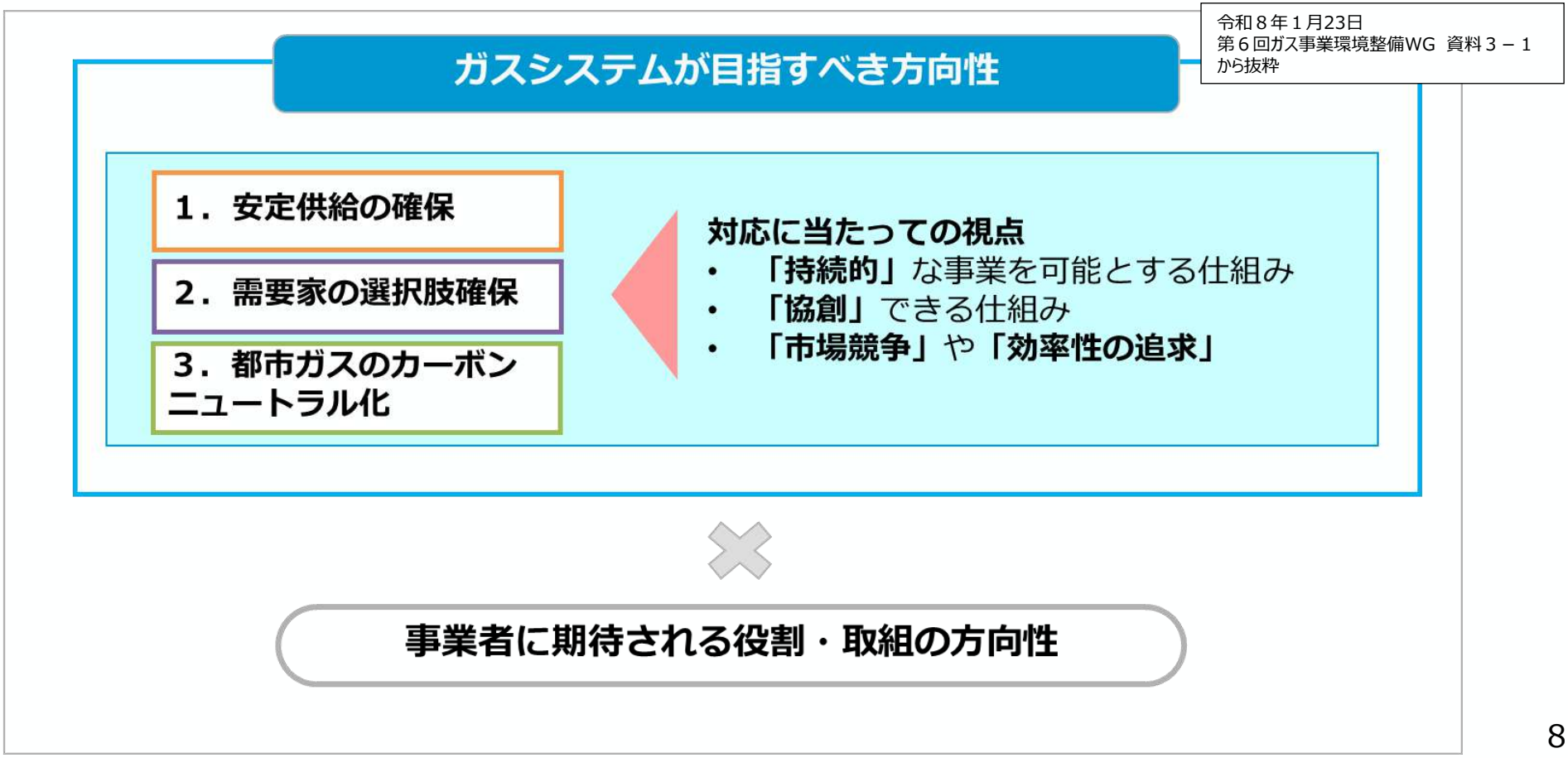
- こうした中、ガスシステムを取り巻く国内外の情勢は変化を続けている。**我が国では、将来的な人口減少が見込まれ、大都市圏への一極集中が進行する中、地方における社会基盤の維持という課題も顕在化しつつある**。また、**ロシアによるウクライナ侵略や中東情勢の緊迫化などによるエネルギー安全保障の要請が高まっており、ＧＸとエネルギー安定供給を両立するための取組を進めていく必要がある**。

- ガス事業は、大手や中小事業者、地方事業者、新規参入者と多様な担い手が存在するが、こうした新たな課題に対しても、他分野への多角化も含め、それぞれの創意工夫による対応を進めてきている。Ｓ＋３Ｅの下で我が国のエネルギーの安定供給に引き続き貢献していくためには、今後は、これらの新たな課題のうち、各事業者だけでは対応が困難となってきているものについて、**多様な関係者による「協創」によって対応することがより求められる面も想定されるのではないか**。

- このため、**経済社会構造の変化を踏まえ**、今般の検証を通じ、**安定供給の担い手であるガス事業者の事業規模や地域性等が多様であることを前提**としつつ、**これからのガスシステムが目指すべき方向性について再整理を行う**。

ガスシステムが目指すべき方向性（議論の進め方）

- 今後目指すべき方向性に係る要素については、総論において異論は示されなかったところ、具体的な整理に関する考え方については、様々な御意見をいただいた。
- 他方、今後とも、**安定供給の確保が重要であるという点は、共通の理解**であったことも踏まえ、まずは、**ガスシステムにおける安定供給の確保の観点を軸に具体的な議論**を進め、ガスシステムが目指すべき方向性の整理につなげていくこととしたい。



１．前回の議論の整理

２．ガス事業における安定供給

３．需給の見通しの考え方

エネルギー事業における安定供給の位置づけ

- **安定供給の確保は、エネルギー事業における普遍的な価値観**であり、将来にわたって経済社会構造が変化していく中においても、変わることがない重要な価値観。
- 第7次エネルギー基本計画においても「**脱炭素化が難しい分野においても脱炭素化を推進していく**ことが求められるため、**天然ガスなどへの燃料転換**に加え、水素等やCCUSなどを活用した対策も進めていく」こととしており、**国として、日本全体のガス需要をより正確に把握する必要**がある。
- 安定供給を支えるためには、ガス需要の中長期的な予見性を向上させるとともに、予見性のある**全体の見通しの下で、安定調達、供給インフラの維持・整備、保安・緊急時対応、人材・技術の確保といった要素が不可欠**であり、**これらの対応を進めることが需要家利益にも直結する**。今後も安定供給を確保していくためには、これらを如何に確保・補完できるかが重要。

第７次エネルギー基本計画（2025年２月閣議決定）（抜粋）

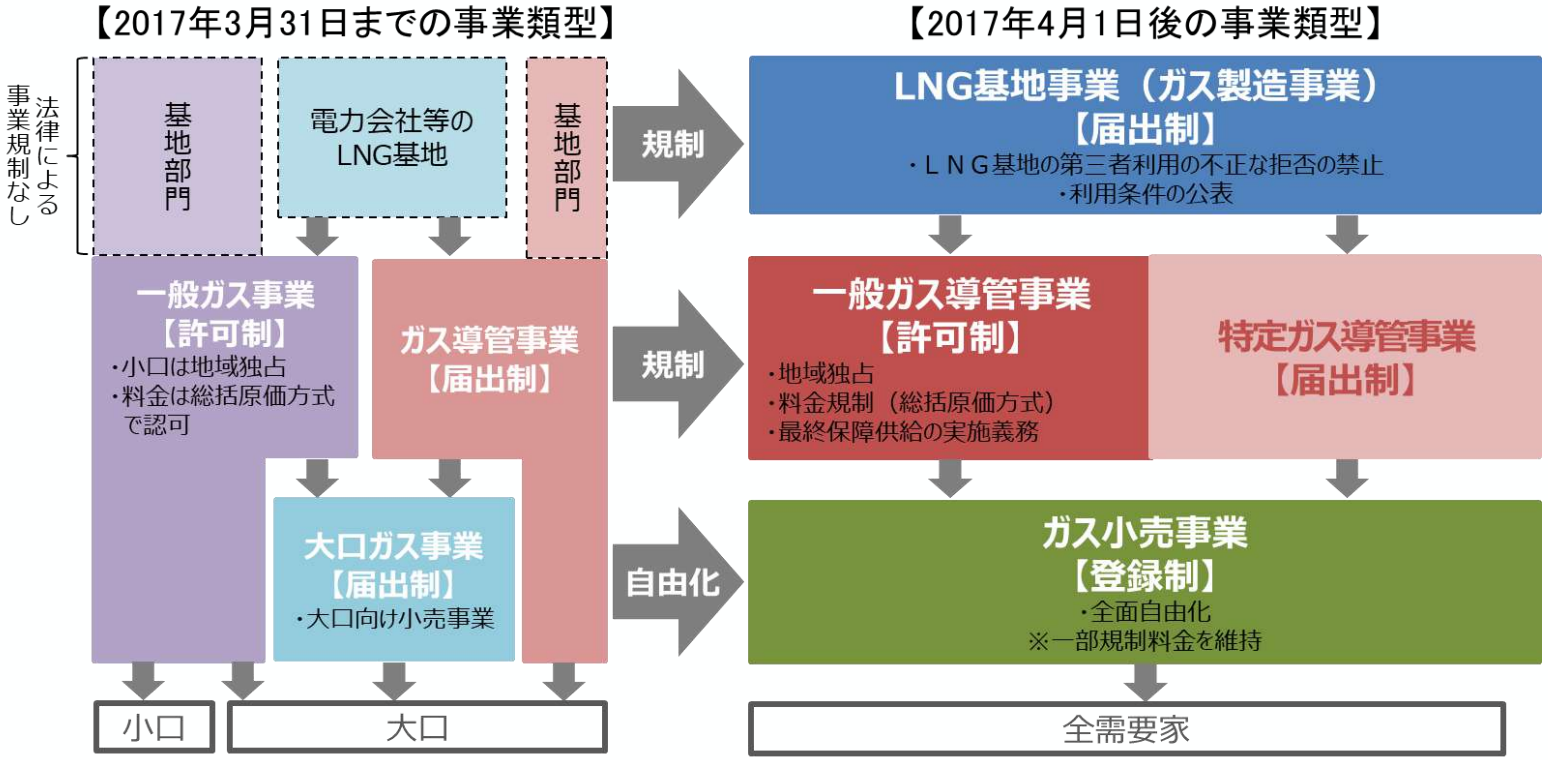
８．エネルギーシステム改革

（１）基本的考え方

政府は、安定供給の確保、料金の最大限の抑制、需要家の選択肢や事業者の事業機会の拡大を狙いとして、電力、ガス、熱のエネルギーシステム改革を実施してきた。**エネルギーを取り巻く経済社会環境が変化する中でも、安定的かつ持続可能なエネルギーシステムの構築に向け、これまでの取組を検証しながら更なる取組を進める必要がある。**また、エネルギー事業者は、改めて、国民生活や産業活動を支える担い手としての自覚を持ち、法令等遵守の観点から疑念を持たれることがないよう、適切かつ公正な事業運営を行うことが求められる。

ガス事業における安定供給確保に向けた対応

- 従来、**垂直一貫体制**により、**地域独占の下でガス需要を見通し、それを踏まえてインフラ整備や原料調達を行うことで、地域の安定供給を確保**。他方、他エネルギーとの競合はあるものの、都市ガス市場における需要家の選択肢は限定的であった。
- ガスシステム改革により、**需要家利益の増進を目指した効率的な市場形成と、公平・中立なネットワークの形成**を推進するため、各部門をライセンス化し、多くの事業者により地域の安定供給を支える体制へと移行。これに伴い、地域独占により供給エリアの需要を見通す一般ガス導管事業者と、市場競争の下で需要を直接開拓するガス小売事業者との間に、**規模に応じて行為規制や法的分離も実施**。



【参考】各国のガス事業制度

	日本	米国	英国	ドイツ	韓国
小売事業	• 1995年から段階的に自由化を実施、2017年に全面自由化。	• 一部の州では全面自由化。	• 1982年から段階的に自由化を実施、1998年に全面自由化。	• 1998年に全面自由化。	• 自由化されていない。
広域ガス導管	• 導管事業者がネットワークを運営。 • 複数の一般ガス導管事業者が地域独占的に供給。 • 大手3社については2022年より小売と法的分離を実施。その他の事業者についても、小売との会計分離・行為規制が課されている。	• 多数の事業者が州の間の輸送業務を担う。 • 1992年FERC Order 636により、ガス販売とアンバンドリング。	• 1社が国土全体の輸送業務を担う。 • 1990年代に小売と部門を分けた後、2000年に小売と分離。	• 複数の事業者社が輸送業務を担う。 • 2003年第2次EUガス指令に準拠し、小売と分離。	• 公営の1社が担う。
地域ガス導管		• 州ごとに多数の事業者が配送業務を担う。 • 小売との分離の程度は州により異なるが、行為規制と会計分離が中心。	• 複数の事業者が配送業務を担う。 • 2000年代に輸送部門から配送部門が分離し、8つの配管網に分割。	• 多数の事業者が配送業務を担う。 • 2003年第2次EUガス指令に準拠し、一部小規模事業者を除き、基本的に小売と法的分離。	• 複数の事業者が地域独占的に供給。 • 小売と一体的に運営。
卸市場	• 卸市場は存在せず、相対契約による取引を実施（基地の第三者利用やSU卸といった新規参入支援あり）	• 卸市場が存在	• 卸市場が存在	• 卸市場が存在	• 卸市場は存在せず、公営の1社が受入から卸まで独占
料金規制の状況	• 小売料金は自由化（一部事業者を除く）。 • 託送料金は規制料金（総括原価）。	• 多くの州で小売料金は自由化。 • 託送料金は規制料金（総括原価）。	• 家庭用部門には価格キャップ制度が存在。 • 託送料金は規制料金（レベニューキャップ制度）。	• 小売料金は自由化。 • 託送料金は規制料金（総括原価＋一部価格キャップ方式）。	• 小売・導管ともに規制料金（総括原価）。

（出典）公表情報等から資源エネルギー庁作成

安定供給に向けたガス事業者の役割①

- ガスシステム改革では、**需要家の選択肢確保を目指しながら従来の安定供給の体制を維持するため**、従来一般ガス事業者に課されていた**供給力確保義務は、各ガス小売事業者が必要な供給能力を確保する形に規定した**。さらに、**ガス小売事業者の倒産等によるガス供給途絶を防ぎ、需要家利益を保護するため、一般ガス導管事業者に最終保障供給を課した**。
- また、合理的な理由がなく事業者が導管接続に応じない場合や、卸や小売供給の安定性向上等の要望に対応するため、**一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者に導管接続の努力義務を課した**。
- ガスシステム改革を進める一つの手段であったガス導管網の相互接続は、費用対効果の観点から進展は見られていないものの、システム改革全体における環境整備により、**新規参入者も含め適切な役割分担による供給体制の構築が進んでおり、現時点においては特段の供給支障は生じていない**。

	ガス製造事業【届出制】	一般ガス導管事業【許可制】	特定ガス導管事業【届出制】	ガス小売事業【登録制】
ガス事業法上の定義	自らが維持・運用する液化ガス貯蔵設備等（※１）を用いて**ガスを製造する**事業	自らが維持・運用する導管により**その供給区域において託送供給**（※２）を行う事業	自らが維持・運用する導管により**特定の供給地点において託送供給**を行う事業	**一般の需要に応じ導管によりガスを供給する**事業
主な義務	・受託製造に係る公正な条件の設定 -ガス受託製造約款の作成・届出・公表 -ガス受託製造に係る情報の目的外利用の禁止 ・液化ガス貯蔵設備の容量等の公表義務 ・熱量等の測定義務	・託送供給義務 -託送供給約款の作成・認可・公表（※３） -託送収支情報の開示 ・最終保障供給義務 -最終保障供給約款の作成・届出 ・禁止行為の規定（行為規制） -情報の目的外利用の禁止等 ・熱量等の測定義務 ・ガスの成分の検査義務 ・導管接続に係る努力義務	・託送供給義務 -託送供給約款の作成・届出・公表（※４） -託送収支情報の開示 ・禁止行為の規定（行為規制） -情報の目的外利用の禁止等 ・熱量等の測定義務 ・導管接続に係る努力義務	・供給力確保義務 ・契約・料金・説明等の消費者保護の遵守 -契約条件の説明 -書面交付 -苦情処理 -名義貸し禁止 -事業休廃止時の周知 -経過措置期間中、小売供給約款の作成・届出・公表 ・熱量等の測定義務 ・ガスの成分の検査義務

※１　製造所の容量の合計が20万kL以上かつ、ガス事業の用に供する導管と接続している液化ガス貯蔵設備。
※２　託送供給依頼者のガスを導管で受け入れ、受け入れた場所以外の地点で受け入れた量と同量のガスを導管から供給すること。
※３　一般ガス導管事業者に係るガスメーターの取付数が１５万個未満であって、当該一般ガス導管事業者自らが維持し、運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が維持し、運用する導管に連結していない場合は策定不要。
※４　自らが維持し、運用する導管により行う小売供給や託送供給に係る需要場所ごとの契約の件数又は卸供給に係る契約の件数の合計が３に満たない場合か、当該一般ガス導管事業者自らが維持し、運用する導管が、他のガスを供給する事業を営む者が維持し、運用する導管に連結していない場合は策定不要。

【参考】ロードカーブ同時同量制度の導入

- 従来、一般ガス事業者が製造から小売まで一体運営し、託送供給依頼者は1時間単位で注入量と払出量を一致させることが求められていたが、**小売全面自由化後はロードカーブ方式の同時同量制**を採用し、導管の貯蔵機能を託送供給依頼者が公平に活用できる仕組みに再設計された。

- 託送供給依頼者は、一般ガス導管事業者に翌日の払出計画（需要計画）を提出し、一般ガス導管事業者は貯蔵機能、実績、気水温、注入ポイントの特性や需要場所を踏まえてエリア需要を見通す。**一般ガス導管事業者は、エリアの需要見通しを各事業者の払出計画の日量比で按分し、各託送供給依頼者が遵守すべき1時間単位の注入計画を策定**。託送供給依頼者はその計画値に従ってガスを注入し、一般ガス導管事業者は注入実績を整合させる他、**需要変動時には一般ガス導管事業者からガス製造事業者等への調整指令を出すことにより、安定的な需給調整を実施**。

同時同量制度の変更点

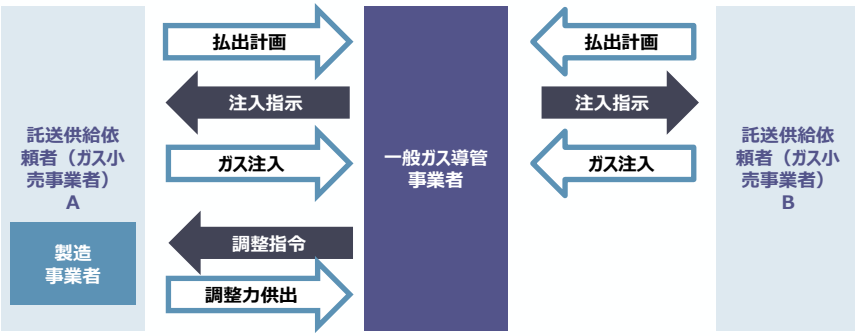
平成27年11月10日
第25回ガスシステム改革小委員
資料４から一部加工

	小売全面自由化以前の同時同量制度		小売全面自由化以降の同時同量制度
	原則的な同時同量（100万m³以上）	簡易同時同量（100万m³未満）	
基本的な方式	○託送供給依頼者は、１時間単位の払出実績値又は払出計画値を目指してガスを注入		○託送供給依頼者は一般ガス導管事業者に対し、翌日の払出計画を提出。これをもとに一般ガス導管事業者が策定した１時間単位の注入計画値を目指してガスを注入
同時同量の考え方	○「注入量(実績)」と「払出量(実績)」の一致	○「注入量(実績)」と「払出量(計画)」の一致	○「注入量(計画)」と「注入量(実績)」の一致
同時同量のアローワンス	○±10%以内		○機械的制御の限界等といった理由により、5%程度のズレが生じることがあるため、±5%のアローワンスを設定
通信設備	○託送供給依頼者の特定負担	○不要	○託送供給依頼者は、通信設備の設置が不要となる一方、一般ガス導管事業者は、安定供給確保の観点から、必要に応じて設置（一般負担）
需給調整	○一般ガス事業者が実施		○一般ガス導管事業者が調整力を確保し、調整指令を実施

一般ガス導管事業者と託送供給依頼者の役割

一般ガス導管事業者の役割＝需給調整
- **ロードカーブと、託送供給依頼者へ通知する注入指示量の策定（託送供給依頼者が提出する払出計画値で按分）**
- **調整力を確保し、「調整指令」により需給調整を実施**

※託送供給依頼者間の扱いは公平

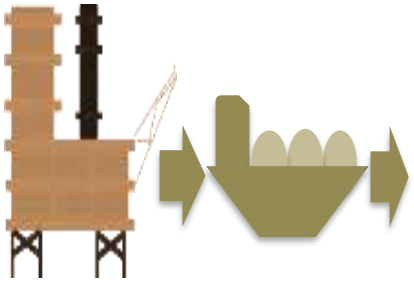


託送供給依頼者の役割＝注入指示量に基づくガスの注入

安定供給に向けたガス事業者の役割②

- ガスシステム改革によりガス事業者の類型が変化したが、本来、エリアの**需給見通しは、事業類型の垣根を越えて一体的に捉えられるべきもの**。各事業者においても**需給見通しは重要な事業基盤**であり、引き続き自社に関する需給を適正に把握し、ガスや供給体制等必要な供給力を確保することが重要。
- また、現時点で安定供給を揺るがす事象は生じていないが、**経済社会情勢が変化していく中においても安定供給を確保するため、需給見通しの確度を高めることで、各事業者の予見性を向上させる必要**がある。

調達（ガス小売事業者）



- ガス小売事業者はエリア内のガスの需給見通しや都市ガスのCNを踏まえて原料を調達。
- 海外からのLNG調達は大手ガス小売事業者が中心。その他の多くのガス小売事業者は、国内の卸取引によりガスを調達。

ガス製造（ガス製造事業者）



- ガス製造事業者は、エリア内のガスの需給見通しを踏まえ、ガス製造能力を維持・整備する。
- LNG基地の第三者利用促進のため、製造設備の余力の範囲内などの適切な条件下において、受託製造を実施。

導管輸送（一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者）



- 一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者は、エリア内の需給見通しを踏まえ、設備を維持・整備する他、災害等の緊急時において緊急保安等を担う。
- 一般ガス導管事業者は託送供給依頼に応じ、エリア全体の需給を中立的に管理し、需要家保護の観点で最終保障供給の役割を担う。

小売供給（ガス小売事業者）

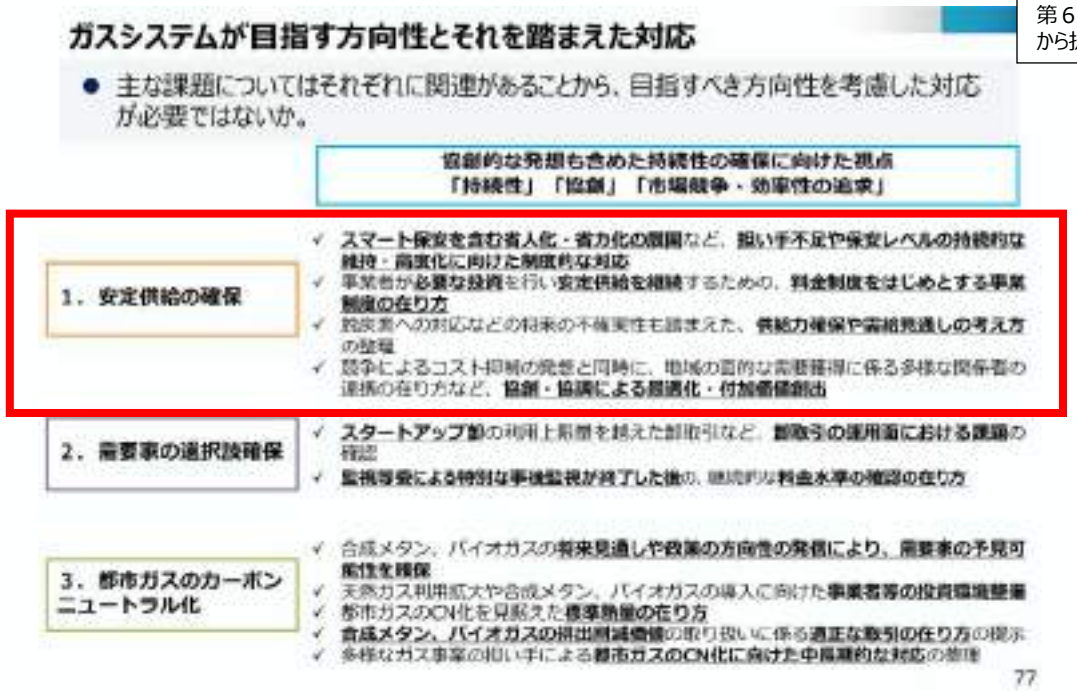


- 営業を通じて家庭用・業務用のガス需要を開拓。市場競争の中で、適正価格・条件の下でガスを販売。多くの事業者がガス消費機器販売も実施。
- 有事の際、需給の情報発信や消費機器保安など、需要家への対応。

需給見通しの位置づけ

- 我が国の安定供給の確保に向けては、事業者がそれぞれ需給を見通して対応することのみならず、**国としても、ある程度期間に幅を持って全体の需給構造の見通しを把握し、それに基づいて、平時や緊急時の対応に万全を期していくことが求められる**。このように、**需給見通し**は、**各ガス事業者において重要な事業基盤であるだけでなく、国としてガス事業政策を考えるに当たって欠かせない視点**。
- 人口減少による社会構造の変化や脱炭素化への対応といったガスシステムを取り巻く環境の変化を見据え、**官民がそれぞれの役割に応じて、適正かつ合理的な方法でガスの需給を管理していくために必要な視点を整理し、具体的な対応を検討する**こととしてはどうか。

令和８年１月23日
第６回ガス事業環境整備WG　資料３－１
から抜粋



１．前回の議論の整理

２．ガス事業における安定供給

３．需給の見通しの考え方

需給管理について

- ガス事業においては、ガス導管網が全国的に接続していないことから、**電力広域的運営推進機関のような司令塔機関を置かず、行政が全体を監督**。具体的には、経済産業省は、ガス事業者が提出する供給計画をもとに、日本全体の将来のガスの需給見通しを整理している。
- 需給調整については、電気に比べてガスは貯蔵性が高く、瞬時の全国的な需給調整を必要としないため、**経済産業省の監督の下、各一般ガス導管事業者が実施。**

	ガス事業法	（参考）電気事業法
広域機関の存在	なし 経済産業省の監督の下、各エリアの一般ガス導管事業者がエリア内の需給調整	あり 電力広域的運営推進機関が広域的に需給を管理・監督し、一般送配電事業者がエリア内の需給調整を実施
供給計画	全てのガス事業者が作成（※１）	全ての電気事業者が作成
	原則3年間（※２）の需給見通し	10年間の需給見通し
	原料調達、製造・供給設備、普及計画、需要と供給の見通し等を記載	電源開発、系統整備、需要と供給の見通し等を記載
	各社から直接経済産業省に提出	電力広域的運営推進機関が取りまとめ
需給調整	1時間単位	30分単位
	貯蔵性が高いため、瞬時の調整の必要性は薄い	周波数維持のため、供給と需要を常にバランスする必要がある

※１　ガス製造事業者は製造計画を作成
※２　大規模かつ急速な都市化が進む地域（東京ガスNW、大阪ガスNW、東邦ガスNW、西部ガス、北海道ガス、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、仙台市ガス局の供給エリア）は5年間

ガス事業における供給計画

- ガス事業法においては、**一般消費者等の利益の確保や、ガス事業の計画的かつ合理的な発展の確保を図ることを目的**として、ガス小売事業者とガス導管事業者に対しては供給計画を、ガス製造事業者に対しては製造計画を策定し、毎年度届け出ることが義務づけられている。
- これは**高度経済成長期における急激な人口集中とそれに伴う都市化の進展により、ガス事業者が急増する需要に即応できなかったこと**などを踏まえ、昭和45年のガス事業法改正により設けられたもの。
- 各ガス事業者は、**供給計画や製造計画に基づき設備投資を着実に実施することで、ガスの普及拡大と安定供給の確保**に取り組んでおり、**公共の利益の増進を図るために特に必要な場合には、国が各事業者に対し計画の変更を勧告することとなっている**。

ガス事業法・ガス事業法施行規則（抜粋）

ガス事業法
（供給計画）
第十九条　**ガス小売事業者は、経済産業省令で定めるところにより**、毎年度、当該年度以降経済産業省令で定める期間におけるガスの供給並びにガス工作物の設置及び運用についての計画（以下「供給計画」という。）を作成し、当該年度の開始前に（ガス小売事業者となつた日を含む年度にあつては、ガス小売事業者となつた後遅滞なく）、経済産業大臣に届け出なければならない。
（略）

ガス事業法施行規則
（供給計画の期間）
第十九条　**法第十九条第一項の経済産業省令で定める期間は、三年**とする。
２　**大規模かつ急速な都市化が進行する地域において**、計画的かつ合理的なガスの供給を確保するため三年をこえる期間について計画を作成させる必要があるとして経済産業大臣が指定した一般ガス導管事業者が維持し、及び運用する導管によりガスを供給するガス小売事業者にあつては、前項の規定にかかわらず、**五年**とする。

※５年とされているのは、東京ガスNW、大阪ガスNW、東邦ガスNW、西部ガス、北海道ガス、京葉ガス、北陸ガス、静岡ガス、広島ガス、仙台市ガス局の供給エリア

【参考】ガス小売事業者が提出する供給計画①

第1表

年度別の需給計画表（ガスの需給の実績と見通し）

事業者名：
地域名：
（単位：千㎥）

				年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
特定供給先	実績	業務用	官業用							
			商業用							
			工業用							
			その他用							
		小計								
	計									
卸給量	販売量	業務用	官業用							
			商業用							
			工業用							
			その他用							
		小計								
	計									
	その他									
	ガス小売事業者への供給									
	合計									
製品ガス生産・購入量等	ガス生産量内訳	液化天然ガス								
		液化石油ガス								
		石油系ナフサガス変成								
		その他ガス								
		小計								
	ガス購入量内訳	液化天然ガス								
		液化石油ガス								
		副生ガス								
		その他ガス								
		小計								
	ガス生産・購入量計									
	他事業者からの製品ガスの受入れ									
	合計									

第2表

年度別の需給計画表（ガスの取引に関する計画表）

事業者名：
（単位：千㎥）

区分	事業者	地域	年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
ガスの他事業者への供給									
合計									

区分	事業者	地域	年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
他事業者からの供給									
合計									

【参考】ガス小売事業者が提出する供給計画②

第3表

年度別の需給計画表（原料購入・消費・在庫）

事業者名：

	単位	年度（実績）				年度（実績見込）		
		期首在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t							
液化石油ガス	〃							

	単位	年度（初年度）			年度			年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t									
液化石油ガス	〃									

	単位	年度			年度		
		購入量	消費量	期末在庫量	購入量	消費量	期末在庫量
液化天然ガス	t						
液化石油ガス	〃						

第4表

国別原料調達計画書

事業者名：

（単位：千t）

		年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
液化天然ガス	A							
	B							
	C							
	D							
	未定							
	合　計							

第5表

年度別のピーク時送出量見通し・ガス生産購入計画

事業者名：

（単位：㎥／時）

地区名等		年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
A	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
B	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							
C	自社ガス発生量							
	他事業者からの購入量							
	最大ガス需要見込み							

【参考】ガス小売事業者が提出する供給計画③

第6表

事業者名：

設備所在：

【ガス発生設備】

					年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガス発生設備計画	設備名	原料名									
	気化装置		基数	基							
			ガス発生能力	㎥／時							
			基数	基							
			ガス発生能力	㎥／時							
	合　計		基数	基							
			ガス発生能力	㎥／時							

（ガス発生設備の設置等計画）

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	能力（㎥／時）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改休・廃

【原燃料貯蔵設備】

				年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末原燃料貯蔵設備計画	原料名									
	液化天然ガス	基数	基							
		容量	kl							
	液化石油ガス	基数	基							
		容量	kl							
		基数	基							
		容量	kl							

（原燃料貯蔵設備の設置等計画）

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	容量（kl）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改休・廃

【ガスホルダー】

			年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画	基数	基							
	貯蔵容量	㎥							

（ガスホルダーの設置等計画）

年度	種類	基数	貯蔵容量（㎥）	圧力（高中低）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改休・廃

【参考】一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者が提出する供給計画①

第1表　年度別の需給計画表（ピーク時需要量等）

		単位	年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
A	年間需要量	㎥／年							
	ピーク時需要量	㎥／時間							
	調整力確保量	㎥／時間							
	調整力	%							
B	年間需要量	㎥／年							
	ピーク時需要量	㎥／時間							
	調整力確保量	㎥／時間							
	調整力	%							
C	年間需要量	㎥／年							
	ピーク時需要量	㎥／時間							
	調整力確保量	㎥／時間							
	調整力	%							
合　計	年間需要量	㎥／年							
	ピーク時需要量	㎥／時間							
	調整力確保量	㎥／時間							
	調整力	%							

第2表　普及計画

事業者名

既存の供給区域	市区町村名					行政区域面積				㎢
	項目＼年度			年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
	供給区域面積		㎢							
	供給区域内一般世帯数		戸							
	供給区域内ガスメーター	年度末取付総数	個							
		対前年度伸び率	%							
	供給区域内全体普及率		%							
	導管延長		m							
		対前年度伸び率	%							
増加予定供給区域	市区町村名					行政区域面積				㎢
	項目＼年度			年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
	供給区域面積		㎢							
	供給区域内一般世帯数		戸							
	供給区域内ガスメーター年度末取付総数		個							
	供給区域内全体普及率		%							
	導管延長		m							
増加後供給区域	市区町村名					行政区域面積				㎢
	項目＼年度			年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
	供給区域面積		㎢							
	供給区域内一般世帯数		戸							
	供給区域内ガスメーター年度末取付総数		個							
	供給区域内全体普及率		%							
	導管延長		m							

【参考】一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者が提出する供給計画②

第3表　供給区域外開発区域別等普及計画

事業者名

市区町村名	番号	年度末一般世帯数（戸）						年度末ガスメーター取付数（個）						導管				供給開始予定年月	開発地区等に関する説明等
		年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度	区間	総延長（m）	完了分（m）	工事期間		
														～			～		
														～			～		

第4表　託送供給用設備計画

【ガス導管】

事業者名

					年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
導管延長	新設	高圧	1MPa以上	m							
		中圧	1MPa未満 0.1MPa以上	m							
		低圧	0.1MPa未満	m							
	廃止	高圧	1MPa以上	m							
		中圧	1MPa未満 0.1MPa以上	m							
		低圧	0.1MPa未満	m							
	年度末導管総延長	高圧	1MPa以上	m							
		中圧	1MPa未満 0.1MPa以上	m							
		低圧	0.1MPa未満	m							
		合計		m							
取替				m							

（主要導管設置等計画）

名称	区間	主要な経過地	内径（mm）	ガスの圧力（MPa）	総延長（m）	工事完了分（m）	工事の着手予定年月	使用開始予定年月	設・改・休・廃
	―		（　）	（　）					

【ガスホルダー】

			年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画	基数	基							
	貯蔵容量	㎥							

（ガスホルダーの設置等計画）

年度	設置場所	種類	基数	貯蔵容量（㎥）	圧力（高中低）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改・休・廃

【託送供給用施設等建設予定】

プロット No.	設備の名称	設備の位置	建設予定地のガス工作物等の種類	用地面積（㎡）	工事の着手予定年月	使用開始予定年月	本供給計画期間における設備投資額（千円）				
							年度	年度	年度	年度	年度

【参考】一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者が提出する供給計画③

第5表　ガス製造設備計画

事業者名：

製造所名：

【ガス発生設備】

					年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガス発生設備計画	設備名	原料名									
	製造装置		基数	基							
			ガス発生能力	㎥/時							
			基数	基							
			ガス発生能力	㎥/時							
	合　計		基数	基							
			ガス発生能力	㎥/時							

（ガス発生設備の設置等計画）

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	能力（㎥/時）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	新・改休・廃

【原燃料貯蔵設備】

					年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末原燃料貯蔵設備計画	原料名										
	液化天然ガス		基数	基							
			容量	kl							
	液化石油ガス		基数	基							
			容量	kl							
			基数	基							
			容量	kl							

（原燃料貯蔵設備の設置等計画）

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	容量（kl）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	新・改休・廃

【ガスホルダー】

				年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画		基数	基							
		貯蔵容量	㎥							

（ガスホルダーの設置等計画）

年度	種類	基数	貯蔵容量（㎥）	圧力（高中低）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	新・改休・廃

第6表　設備投資計画

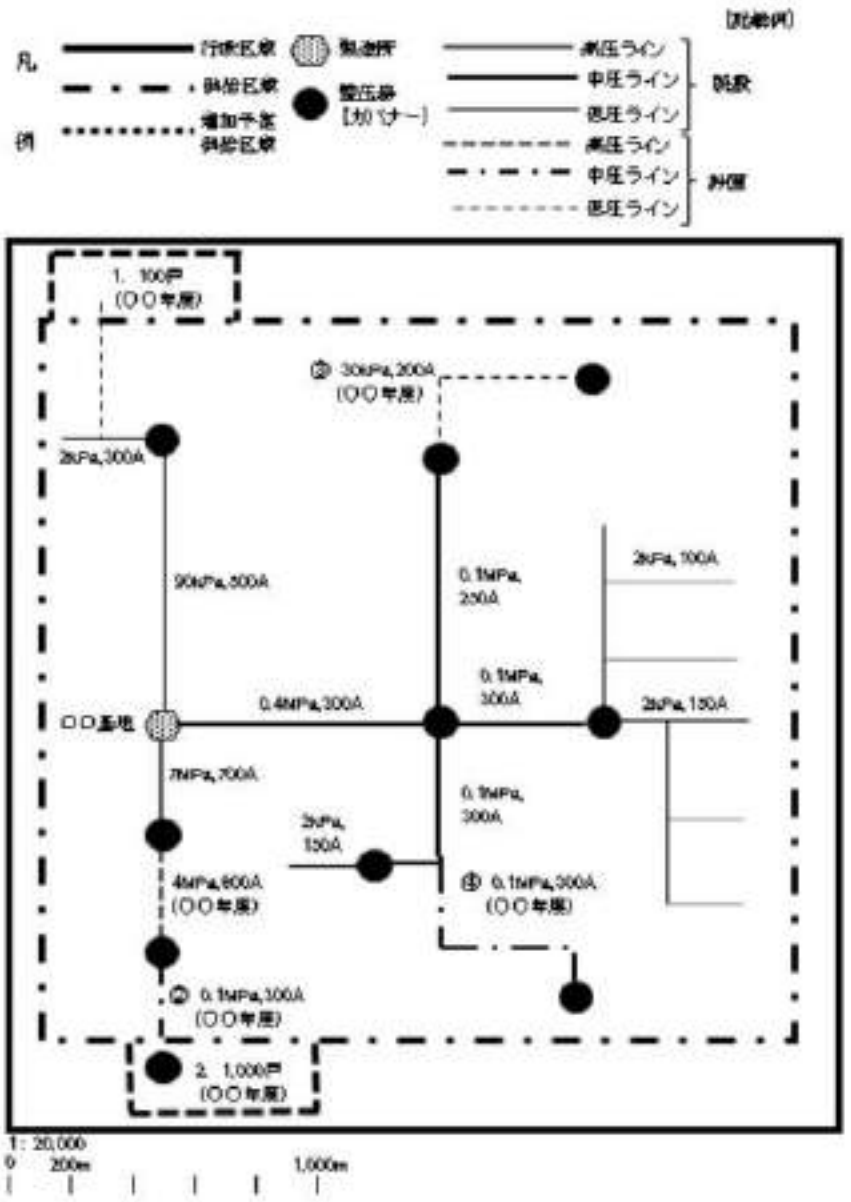
事業者名：

（単位：百万円）

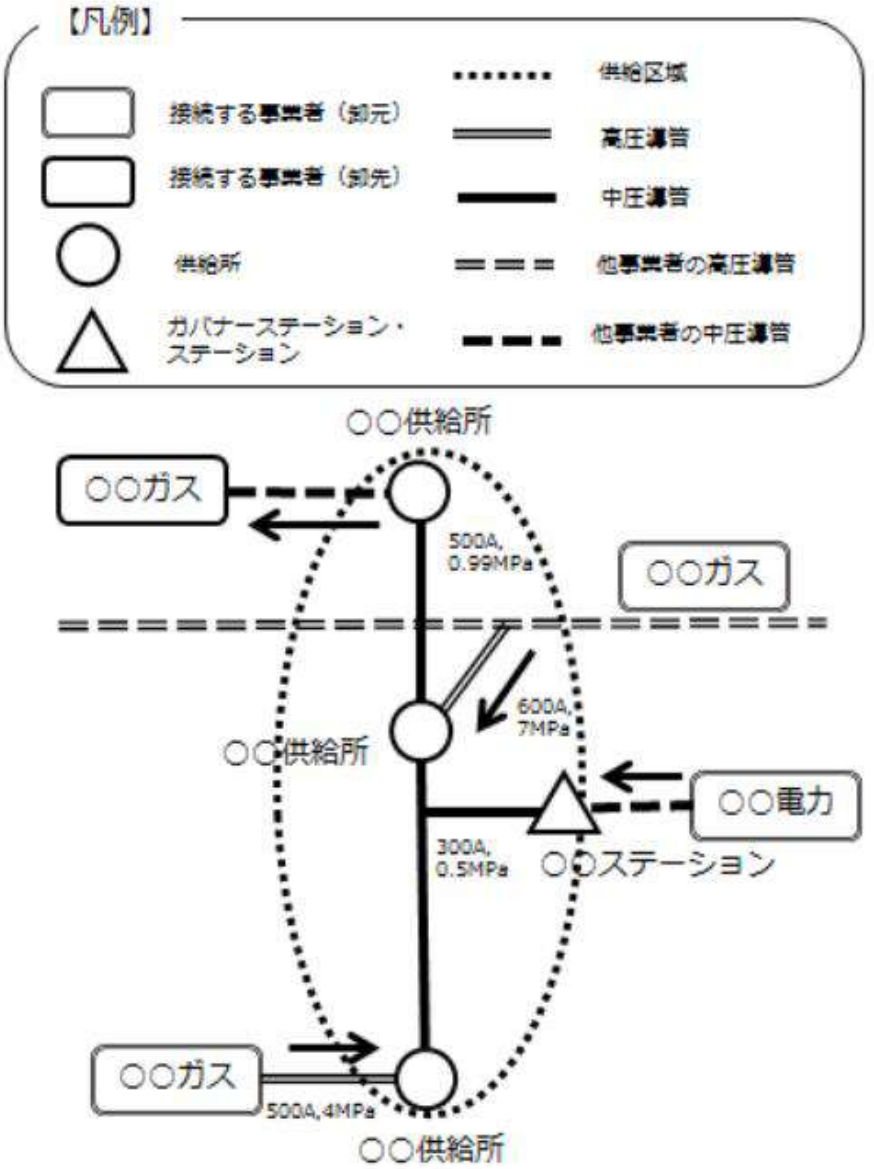
		年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
土　地								
供給設備	ガスホルダー							
	その他機械装置							
	導管 主要導管							
	導管 本支管（主要導管以外）							
	導管 供給管							
	その他							
合　計								
工事負担金等（合計の内訳）								

【参考】一般ガス導管事業者・特定ガス導管事業者が提出する供給計画④

第７表　供給計画図



第８表　主要導管図



【参考】ガス製造事業者が提出する製造計画①

第1表　年度別のピーク時生産能力及び生産量の見通し

事業者名：

年度別のピーク時生産能力

単位（㎥／時間、46MJ換算）

事業所名	年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
合　計							

年度別の生産量の見通し

単位（㎥、46MJ換算）

事業所名	年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
合　計							

第2表　年度別のピーク時調整力提供見通し

事業者名

単位（㎥／時間、46MJ換算）

事業所名	地域	年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
合　　計								

【参考】ガス製造事業者が提出する製造計画①

第３表　ガス製造設備計画

【ガス発生設備】

					年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガス発生設備計画	設備名	原料名									
	気化装置		基数	基							
			ガス発生能力	㎥／時							
			基数	基							
			ガス発生能力	㎥／時							
	合　計		基数	基							
			ガス発生能力	㎥／時							

（ガス発生設備の設置等計画）

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	能力（㎥／時）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改休・廃

【原燃料貯蔵設備】

				年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末原燃料貯蔵設備計画	原料名									
	液化天然ガス	基数	基							
		容量	kl							
	液化石油ガス	基数	基							
		容量	kl							
		基数	基							
		容量	kl							

（原燃料貯蔵設備の設置等計画）

年度	設備名	原料名	基数	供給ガスの種類	容量（kl）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改休・廃

【ガスホルダー】

			年度（実績）	年度（実績見込）	年度（初年度）	年度	年度	年度	年度
年度末ガスホルダー計画	基数	基							
	貯蔵容量	㎥							

（ガスホルダーの設置等計画）

年度	種類	基数	貯蔵容量（㎥）	圧力（高中低）	工事の着手予定年月日	使用開始予定年月	設・改休・廃

ガス小売事業者・一般ガス導管事業者の供給計画作成の一例

- 供給計画における需要想定については、小売全面自由化以降、ガス小売事業者・一般ガス導管事業者がそれぞれの立場で得られる情報をもとに、**需要規模ごとに別々に試算したものを足し合わせる**ことにより策定するケースが多い。
- 一般的に、需要家と直接接点を持つガス小売事業者は、**実際の案件情報や営業戦略をもとに需要を推測**。一般ガス導管事業者は**1件あたりの使用量や託送供給依頼者のヒアリングから需要を推測**。

作成方法の例

	一般的な需要	一部の大口需要
ガス小売事業者	**市場の競合状況**や**小売営業戦略**を考慮して作成	**需要家の案件情報**（営業先へのヒアリング等）
一般ガス導管事業者	**気温・需要量・件数の3変数トレンド**より作成	**託送供給依頼者（ガス小売事業者）**にヒアリング

平成28年に大手3社の料金審査をしたときの需要想定

平成28年８月25日
第１５回 料金審査専門会合
資料４から抜粋

6

２－３．各社の需要想定の考え方

	家庭用	業務用
東京ガス	セグメントごと（月別・エリア別・契約種別・建物種別）に調定件数と１件当たりの需要量実績を個別に算定し、それらの積からガス需要量を算定。	旧小口分野（年間使用量１０万m3未満）については、エリア別、契約種別の過去実績によるトレンドを基に、旧大口分野（年間使用量１０万m3以上）については、実績傾向に加え、個別の需要家の動向を勘案して算定。
東邦ガス	過去の月別実績を基に調定件数と１件当たりの需要量実績を想定し、それらを掛け合わせて需要量を算定。 原単位の想定においては、使用日数と気温影響による増減を加味。	年間使用量５０万m3未満の需要家については、家庭用と同様の考えに基づき算定。年間使用量が５０万m3を超える需要家については、需要家の使用状況等を個別に勘案し、需要量を算定。
大阪ガス	月ごとの１件当たりの使用量を調定件数に乗じて各月のガス需要量を算定。 １件当たり使用量は、１件当たり使用量実績、日数並びに気水温実績を基に回帰式を求め算定。	年間使用量１００万m3未満については、家庭用と同様の考え方に基づき算定。年間使用量が１００万m3を超える需要家については、需要家へのヒアリング等を踏まえ個別積み上げにより算定。

日本全体の需給を見通すに当たって

- 経済産業省は、これまで**ガス事業者が提出する供給計画や製造計画をもとに、各エリアと日本全体の将来のガスの需給見通しを整理**してきた。
- 人口減少による社会構造の変化や脱炭素化への対応といったガスシステムを取り巻く環境の変化を踏まえ、供給計画等の位置づけや求める項目を改めて整理するほか、**国として安定供給の確保の観点から把握すべき情報を改めて整理すべきではないか。**

【検討例】

- ◆ 「大規模かつ急速な都市化」という社会変化ではなく、全国的な人口減少とそれに伴う都市のコンパクト化の進展の可能性を念頭に置きつつ、全体としてある程度予見性をもって実態を把握する観点から、供給計画の計画期間の考え方を見直し、例えば、全事業の計画期間を５年とする。
- ◆ 供給計画においては、各事業者のガス需給やそれに伴う設備形成の見通し等を提出することが求められている。供給計画について、時代の経過とともに目的が薄れているものも含めた情報の合理化・適正化を図るとともに、供給計画に限らず、例えば、スマートメーターの導入など、新たに対応が求められているものの動向・計画の捕捉の在り方について整理する。
- ◆ 昨今のエネルギー安全保障の要請の高まりを踏まえ、供給計画とは別途、主に上流からの調達を行っているガス事業者の調達の動向や在庫状況について、各社の情報の秘匿性・機微性にも留意しながら、定期的に調査を行う。
- ◆ 将来、合成メタンやバイオガスの導入が本格化していく場合には、これらの動向も確認をすることが必要となるが、その場合における把握の方法や対象事業者の在り方についても、全国的な都市ガスのカーボンニュートラル化の対応の検討も踏まえて、今後整理を行う。

【参考】需給ひっ迫を予防するための発電用燃料に係るガイドライン（抜粋）（2022年12月27日資源エネルギー庁改定）

② 燃料在庫のモニタリング

現状、各社は自社のLNG在庫量しか把握できないため、全国的な燃料不足に陥る以前に、他社の在庫量を意識した在庫運用、例えばリードタイム外であればLNGの追加調達、リードタイム内であれば他燃料の調達や焚き増し等の対応を行うことは困難である。また仮に需要増による全国的な燃料不足が発覚しても、調達のリードタイムを踏まえれば即時の積み増しは困難であるといえる。

そのため、2021 年１月のような燃料不足による稼働制約を予防するためには、消費量変動の大きい高需要期においては、全国大での燃料在庫状況を適時把握し、逼迫が予見される場合には何らかのシグナルを発することができる仕組みが必要である。

2021 年１月の教訓を踏まえ、その後資源エネルギー庁において大手各社の LNG 在庫実績と計画について定期的に調査を行っているが、この取組を継続する。また、2021 年夏季からは広域機関が試行的に全国的な kWh 面からの電力確保状況モニタリングを開始している。具体的には、発電事業者から提供された燃料在庫や燃料追加調達計画等の情報をもとに、気温変動等による燃料消費量増加にともなう kWh 発電余力を想定し、kWh という観点で全国大のリスク対応能力等を確認している。こうしたモニタリングにより、全国的な需給逼迫に陥る前に、需要側・供給側両者に kWh 不足のシグナルを発し、対応を促していく。

経済産業省

2025年度
第6回業務委員会
資料№2-5

ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について

（ガス開栓に係る取引環境の整備に関する事項）

2026年２月18日

資源エネルギー庁

本日の御議論

- 2024年12月、電力・ガス取引監視等委員会において、「後追いスイッチング」※を行っていたガス小売事業者に対して、業務改善勧告を実施した。

 ※後追いスイッチング：ガス開栓を他社に押し付けた上で需要家を獲得する行為。

- 上記事案の調査の過程において、**ガス開栓に要する期間について**、**ガス小売事業者に差があること**、**どのガス小売事業者でも即日又は翌日に開栓できるようにすべきであるという意見があることが判明**した。

- そのため、**ガスの開栓を要する需要家の選択肢を増やし、ガス市場における競争機能の更なる拡充の観点**から、2025年３月31日の第７回制度設計・監視専門会合において、**ガスの開栓に係る取引環境の整備について検討**され、2025年４月25日の第８回制度設計・監視専門会合において、**「適正なガス取引についての指針」の具体的な改正案について議論**された。

- 当該検討や委員会に置ける議論を踏まえ、**経済産業大臣に対し、2025年５月に建議が行われた**。

- 本日は、こうした建議を踏まえ、**ガスの開栓に係る取引環境の整備に関する事項**について御議論いただきたい。

【参考】電力・ガスの適正な取引の確保に向けた制度的措置について（建議）

経済産業大臣に対する建議事項（令和７年５月１４日）

１．　（略）

２．ガス開栓に係る取引環境の整備について

「適正なガス取引についての指針」（令和３年４月１日最終改定）第二部Ⅱ２ア「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」について、下記の項目を追記する改正を行うこと。

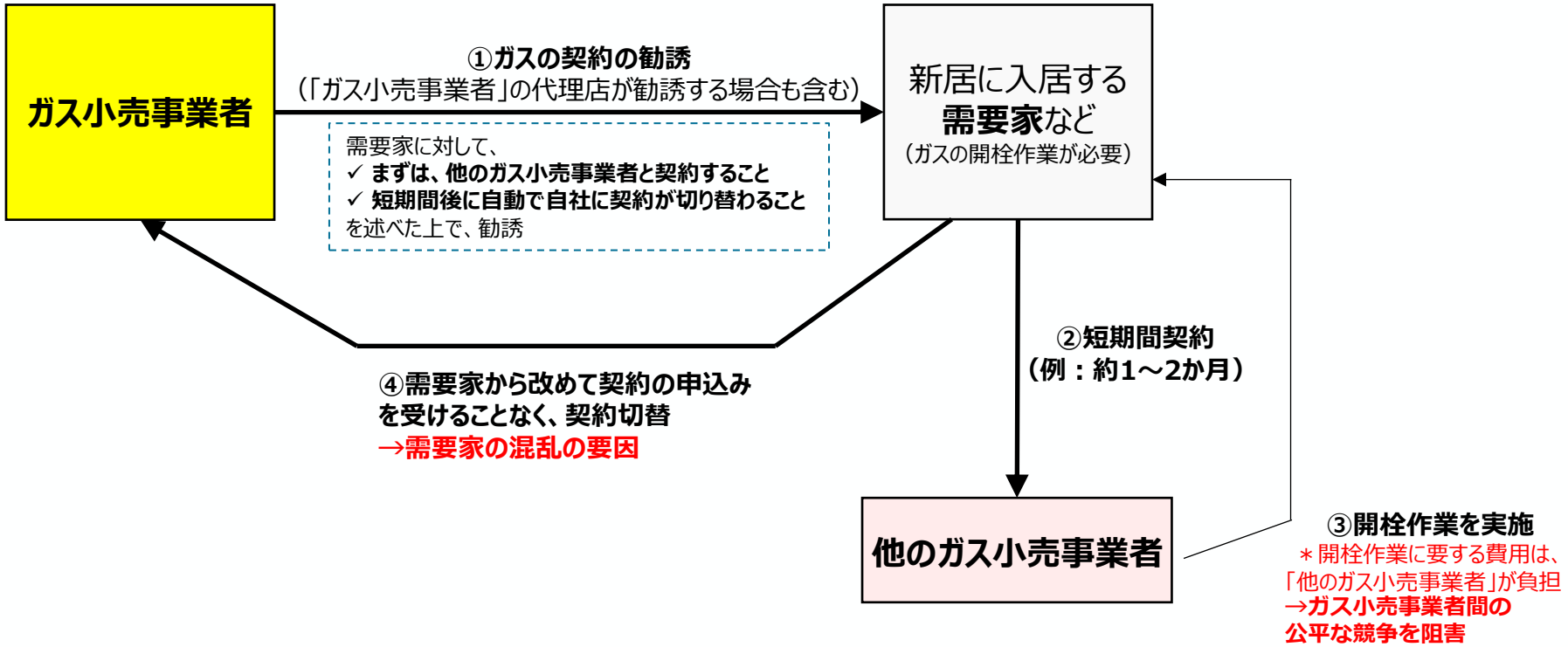
「ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給の申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。

【参考】後追いスイッチングに係る業務改善勧告の概要

- ガス小売事業者Ａ社が、**令和３年９月頃から令和6年6月15日までの間に、10万6603件の後追いスイッチング（下図参照）を行っていた**ことを確認したところ、**電力・ガス取引監視等委員会は令和６年12月、今後、後追いスイッチングをすることがないよう、必要な措置を講じること等を勧告。**



【参考】ワンタッチ供給
（「ガスの小売営業に関する指針」から抜粋）

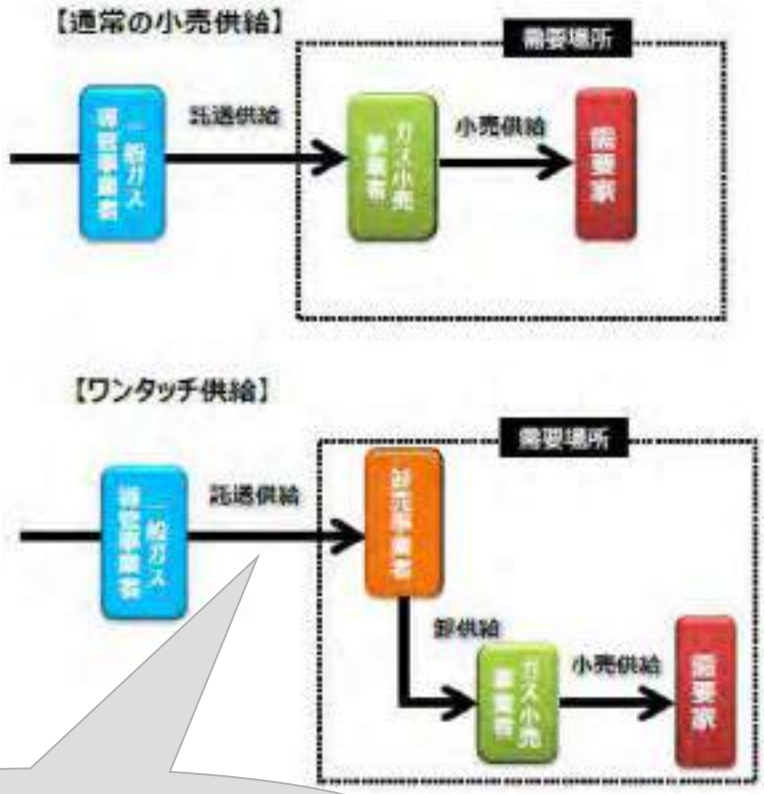
(3)　ガス小売事業者のワンタッチ供給における問題となる行為

従来、中圧を中心に、大口ガス事業者が、需要場所において卸売事業者からガスの卸供給を受けた上で当該需要場所において当該ガスによる小売供給を行うという契約形態がとられてきた（以下このような契約形態を「ワンタッチ供給」という。）。これは、ガス事業法上、ガスの卸供給のための託送供給も制度上認められてきたことから行われてきたものであるが、ワンタッチ供給では通常の小売供給と異なり、ガス小売事業者は自ら託送供給契約を締結しないことから、日々の払出計画作成等の業務は、卸売事業者の責任で対応することとなる。

このようなワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、小売供給契約の解約の際に、卸売事業者との間のガスの卸供給契約を解除することを不当に怠ることは、新たなガス小売事業者又は卸売事業者による当該需要場所に係る託送供給契約の締結を阻害するなど、当該需要家へのガスの供給を阻害することとなり、ガスの使用者の利益の保護に支障が生じるおそれがあるため、問題となる。

以下に、ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合のモデル図を示す。

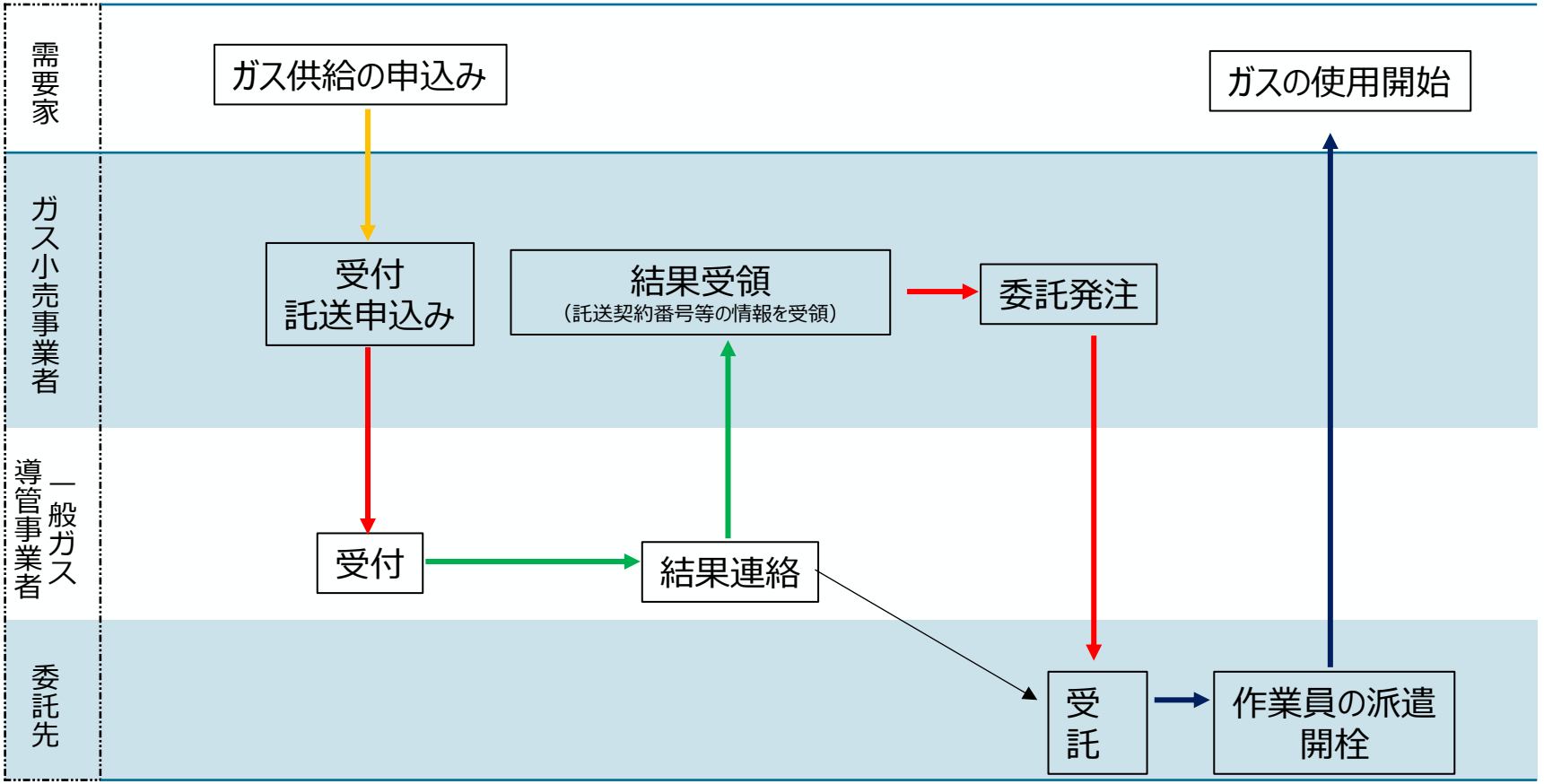
（参考）ワンタッチ供給のイメージ



託送契約の当事者は、
導管事業者とワンタッチ卸事業者

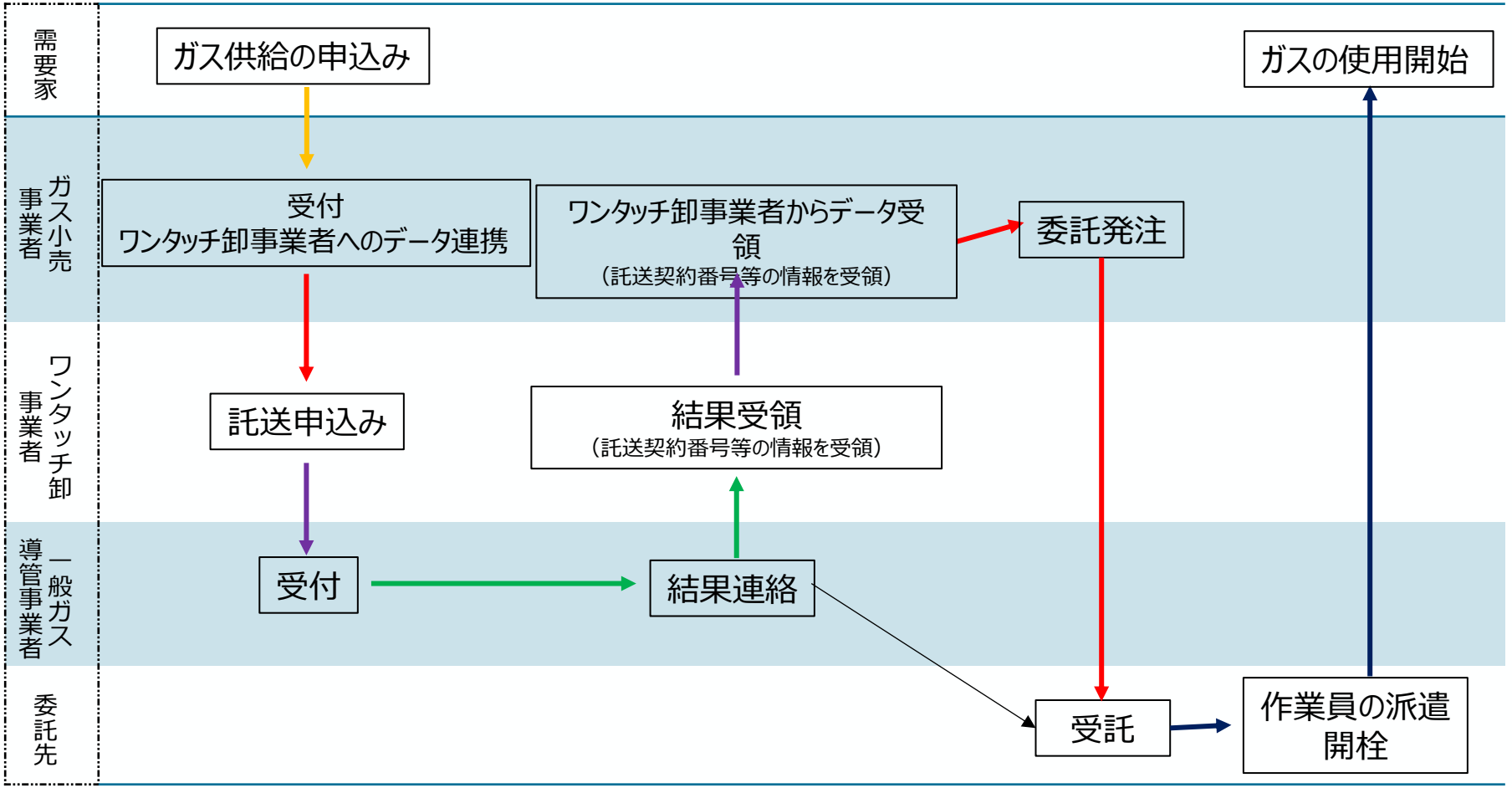
【参考】開栓手続：通常の小売供給の場合の例
（ワンタッチ卸を利用しない事業者）

※開栓を委託先に委託するケース
（下記は委託先が消費機器調査と内管漏えい検査をワンストップで実施する場合）



【参考】開栓手続：ワンタッチ供給の場合の例
（ワンタッチ卸を利用する事業者）

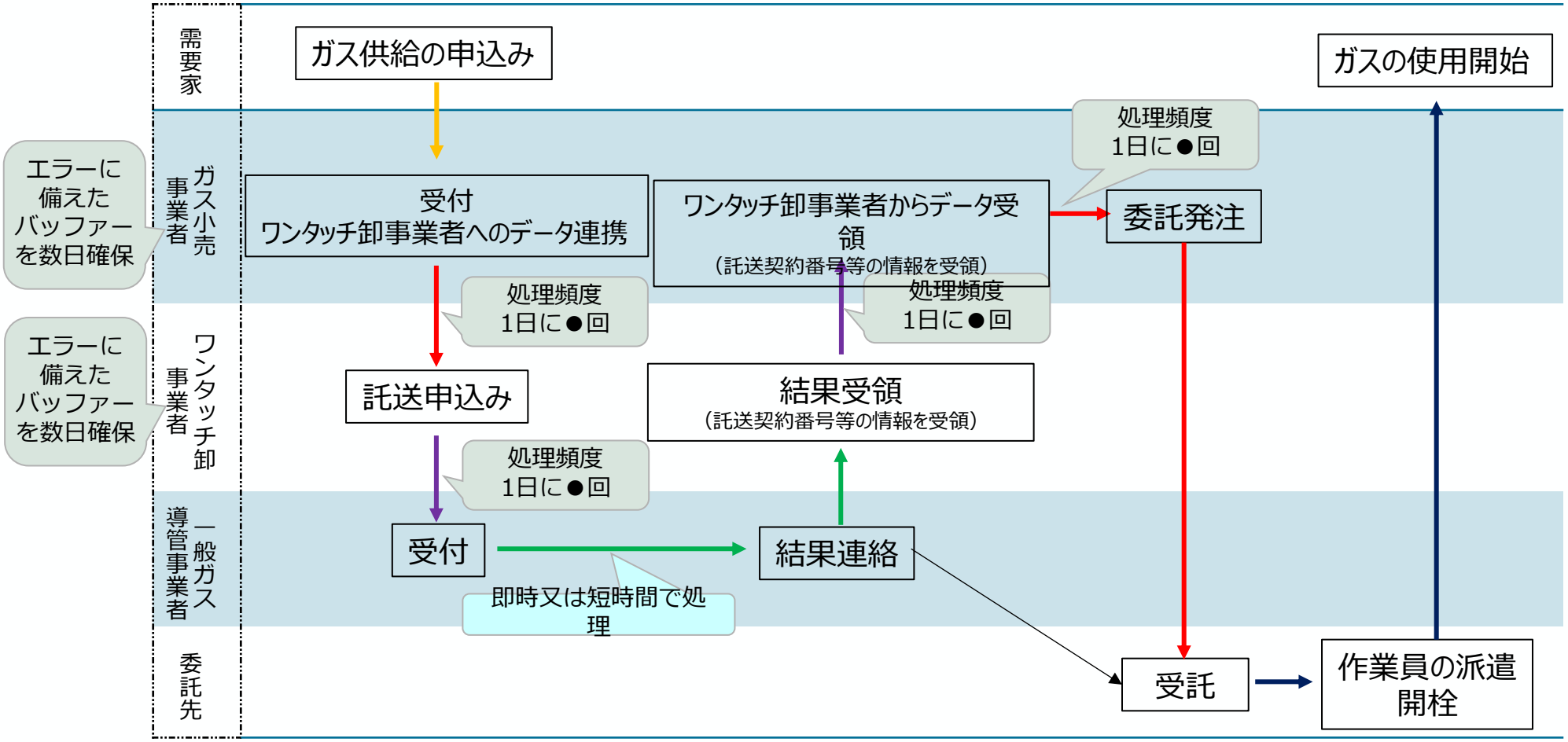
※ 開栓を委託先に委託するケース（下記は委託先が消費機器調査と内管漏えい検査をワンストップで実施する場合）



ガス開栓に時間を要している要因

- ガス小売事業者がワンタッチ卸を利用する場合、ガス小売事業者は、ワンタッチ卸事業者を通じて、一般ガス導管事業者に託送申込みを行い、一般ガス導管事業者から託送契約番号等の情報を受領して、開栓を実施することになる。
- このように複数の事業者間で情報のやり取りが行われる中で、**①ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**と、**②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者が申込内容の誤り等に備えて確保するバッファーが開栓期間に影響している**ことが、アンケート及び事業者へのヒアリングにより判明した（次頁にイメージ図を記載）。
- **①ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の処理速度（処理頻度）**については、**関係するすべての主体の処理頻度が高い場合にはワンタッチ卸を利用する場合でも開栓期間が短く、処理頻度が低い主体がいる場合には、そこがボトルネックとなり開栓期間が長くなっている。**
- **処理速度は、各事業者のシステムやデータ連携方法、処理エラー等に対応する人員の数などによって決まる**ことをヒアリングにより確認しているが、**ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者の双方にとって、開栓期間短縮の投資・費用対効果が高いとは言えず、また自社の取組のみでは短縮できない**という点もあり、**開栓期間の短縮は大きく進んでいない状況。**

【参考】開栓手続と各主体の処理頻度（イメージ）



ガス開栓に係るガス小売事業者・卸売事業者間の協議の促進

第８回制度設計・監視専門会合
（2025年４月25日開催）資料3

● 第７回制度設計・監視専門会合（以下「第７回専門会合」という。）において、ワンタッチ卸を利用するガス小売事業者のガス開栓の受付日数（需要家から何営業日以降の開栓を受け付けるか）を短縮し、ガス開栓に係る取引環境を整備するため、適正なガス取引についての指針を見直す方針について御了承いただいた。本日は、具体的な改正案について御議論いただきたい。

令和7年3月31日開催
第7回制度設計・監視専門会合
資料６（抜粋）

対応策（２／２）

- **②ガス小売事業者とワンタッチ卸事業者がそれぞれ確保している申込内容の誤り等に備えたバッファー**については、**需要家との接点はガス小売事業者にある**ことを踏まえると、**申込内容の誤り等に備えたバッファーはガス小売事業者側で確保する**こととすれば、**ワンタッチ卸事業者の受付日数（何営業日以降の開栓を受け付けているか）が短くなり、ガス小売事業者の受付日数も短くなる可能性がある。**
- そのため、例えば、申込内容に誤り等があった場合の対処（開栓日の再調整等）についてはガス小売事業者が需要家に対して責任を持って行う前提の下、**ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、申込内容の誤り等に備えて確保しているバッファーの削減について要請があった場合には、ワンタッチ卸事業者は要請に誠実に応じることを「望ましい行為」として「適正なガス取引についての指針」に記載する**ことは考えられるのではないか。
- なお、ワンタッチ卸事業者が確保しているバッファーの中には、申込内容の誤り等に備えたもののほか、短期間で大量の申込みがあった場合等に備えた処理対応のためのバッファーも存在するが、処理対応のためのバッファーの削減には設備投資や人員増強等が必要になることから、上記の「望ましい行為」の対象とするものではない。

38

13

適正なガス取引についての指針の改正案（１／２）

第８回制度設計・監視専門会合
（2025年４月25日開催）資料3

- 第７回専門会合では、指針の改正案に関して、ガス小売事業者からの要請の有無によってガス開栓の受付日数が変わってくる可能性があるため、**「ワンタッチ卸事業者が標準処理期間を示す形としてはどうか」「ワンタッチ卸事業者は（申込内容の誤り等に備えた）バッファーの削減をすべきということを原則として記載してはどうか」**という御意見を頂いた。
- 卸売契約における条件は、**ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議により決められることが原則**であり、実態として、**卸価格に加えて、処理の速度や受付日数、システムの利用のしやすさ等もワンタッチ卸事業者間の競争の要素となっている。**また、**需要家の申込内容の誤り等に備えたバッファーの内容や誤り等の処理方法はワンタッチ卸事業者によって異なる。**
- このため、**指針において方向性を示した上で、ワンタッチ卸事業者とガス小売事業者の協議を促進することが重要**であると考えられる。
- なお、ワンタッチ卸事業者は、業務運用やシステムの都合上、**画一的に受付日数を設定する（ガス小売事業者ごとに個別に受付日数を設定することはしない）**ものと考えられる。

14

【参考】第７回専門会合での御議論（関連部分抜粋）

第８回制度設計・監視専門会合
（2025年４月25日開催）資料3

【松田委員】
- 提案としては、「望ましい行為」として、ガス小売事業者からワンタッチ卸事業者に対して、バッファー削減の要請があった場合には、要請に誠実に応じることが望ましいと記載するとのことだが、ガス契約のスイッチングにおいて物事が滞ったりするのだとすれば、手続きの標準化に関して、まだまだ取り組むべき点があるのではないかと想像している。
- 今回の提案のように**「望ましい行為」として書くと、例えば、要請があった場合には要請に応じるし、要請がなかった場合は何もしないといったことになり、事業者ごとに表示する日数が変わってくる可能性がある**と考えられる。また、事業者ごとに要請があるかないかで変わってくるということで、より一層対応が各社各様になってきて標準化から遠のいてしまうのではないか。
- **要請があるなしにかかわらず、そもそも卸売事業者としては、最短標準処理期間といった考え方のように、バッファーを入れずに、通常であればこの日数で回答できるが、イレギュラーなことがあれば別途日数が掛かる可能性がある、という形で、そのような期間を一律に示すということも考えられるのではないか。**

【二村委員】
- 提案の意図としては良いと思うが、バッファーの削減について要請があった場合にはという点に関して言うと、**そもそも小売事業者の側からはバッファーがあるのかないのか、どの程度バッファーがあるのかということは分からないケースも多いのではないか**と思う。そういう意味では松田委員の御提案のとおり、**要請のあるなしではなく、一般的な原則として書いた方が良いのではないか**。書き方として、例えばできるだけ速やかに対応するということで良いのか、もう少し踏み込んだ方が良いのかは御意見を頂きたいところではあるが、ややこの書き方では、小売事業者の側からするとどうすればよいのだろうとなってしまうのではないかと思う。また、一方で、小売事業者からバッファーの削減を要請されても、ワンタッチ卸事業者からは「そんなバッファーはありません」と言われてしまうのではないかと懸念した。もう少し書き方を検討できるのではないか。

【事務局（下津取引監視課長）】
- 誠実に応じるという記載の仕方をしたが、ワンタッチ卸事業者と小売事業者の契約は民民のものであり、バッファーの確保に関しても当事者間の交渉によって決めるというのが原則であると考えている。一定の方向性を示しつつ、当事者間の交渉を促進すべく、誠実に対応、という表現を使った。
- 頂いた御意見を踏まえて、どのように記載するかは検討したい。

※第7回専門会合の議事録は、本会合開催時点で未公表のため、上記の関連部分について、御発言者に了承を得て掲載した。

適正なガス取引についての指針の改正案（２／２）

第８回制度設計・監視専門会合
（2025年４月25日開催）資料3

● 以上を踏まえ、「卸売分野における適正なガス取引の在り方」の「公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為」として、下記の記載を追加する改正を建議することとしたい。

第二部　適正なガス取引についての指針
Ⅱ　卸売分野における適正なガス取引の在り方
２　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為及び問題となる行為
ア　公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為

ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進

ガス小売事業者がワンタッチ供給を行う場合、卸売事業者がガス小売事業者から需要場所への卸供給申込みを受けて一般ガス導管事業者に託送申込みを行うことになるが、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて、原則としてガス開栓の予定日まで猶予のある需要家に係る申込みのみを受け付けている卸売事業者も存在しており、ワンタッチ供給を行うガス小売事業者は、実態として、短期間でのガス開栓を希望する需要家の申込みを受け付けることができない場合がある。

こうした状況を踏まえると、ガス小売事業者から卸売事業者に対して、需要家の申込内容の誤り等についてガス小売事業者が迅速かつ責任を持って対応を行うことを前提に、短期間でのガス開栓を希望する需要家に係る申込みも受け付けるよう要請があった場合には、卸売事業者は、需要家の申込内容に誤り等があった場合に備えて設けている期間を削減するなど、誠実に対応することが望ましい。

建議を踏まえた対応方針について

- **監視等委の行った行政判断を明確化**するため、**ワンタッチ供給の場合のガス開栓に要する期間に係る協議の促進について、「適正なガス取引についての指針」に明記**してはどうか。
- **具体的な改正内容については、監視等委の建議のとおり**としてはどうか。
- **本改正**については、**本ガスWG後に、経済産業省においてパブリックコメントを募集**し、**今年の春に施行することを目指す**。

2025年度
第6回業務委員会
資料№3-1

rDME 混合 LP ガスの実用化検討 WG 概要

1. rDME 混合 LP ガスのコンロによる燃焼安全性と試験結果

再生可能ジメチルエーテル（rDME）混合 LP ガスの燃焼安全性と環境効果の検証を行い、実用化に向けた基準設定と今後の課題を整理した。

- 燃焼試験により、15wt%および 20wt%の DME 混合比でも複数機種で安全性が確認された。
- 既存の手動器具栓（プッシュ式手動着火型）や最新の自動器具栓（自動着火型）の安全機能（立ち消え安全機能、調理油過熱防止装置）が正常に作動。
- 今後は供給機器の耐性試験や給湯器、家庭用コンロの追加試験を実施予定。
- 混合比は最大 20wt%まで安全性が確認されている。

2. CI 値（炭素集約度）の算定と低炭素化効果　＊エネルギー消費量当たりの CO2 排出量原単位

rDME 混合 LP ガスの炭素排出量削減効果と、既存 LP ガスの CI 値の見直しを進め、低炭素化を推進している。

- 2009 年の LP ガス CI 値は 71.323gCO2eq/MJ（低位発熱量基準）、最新試算値は 66.351gCO2eq/MJ。
- rDME 単体の 2030 年予想 CI 値は 35.990gCO2eq/MJ。
- 20wt%混合 LP ガスの CI 値は現在検証中。
- rDME の利用により大きな低炭素化効果が期待できる。
- LP ガスの CI 値について、元売各社へのレビューと LCA ルール作成を進める。

＊gCO2eq/MJ：　燃料やエネルギーの「GHG 強度（温室効果ガス排出強度）」を表します。1 メガジュール（MJ）のエネルギー（燃料）を製造・使用する際に、二酸化炭素（CO2）換算で何グラム（g）の温室効果ガスが排出されるかを示します。

3. 今後の検証と規格化の取り組み

実用化に向けて、各種試験や規格作成、国際標準化を推進し、低炭素 LP ガスの社会実装を目指す。

- 供給機器の耐性試験や燃焼挙動の詳細分析を継続。
- 低炭素 LP ガスの業界規格（フォーラム規格）化を進め、最終的には国際規格化を目指す。
- 2026 年 2 月 24 日に第 4 回 WG 会議を開催し、燃焼試験結果や CI 値算定結果を議論。
- 2025 年度下期にガス漏れ警報器や供給機器の安全性試験を実施。
- 2025 年 10 月に燃焼規格検討作業を委託し、安全性と燃焼挙動の詳細分析を進める。
- 2030 年の量産を想定し、CI 値算定や排出量の見直しを継続。

以上

2025年度
第6回業務委員会
資料№3-2

rDME混合LPガスの実用化検討WG
第4回会議　事務局資料

2026年2月24日

日本LPガス協会

JLPGA
日本LPガス協会
Japan LP Gas Association

rDME（再生可能ジメチルエーテル）混合低炭素LPガス実用検証作業結果(1)

1.燃焼試験の結果と成果

●今回の燃焼試験により、家庭用ガスグリル付こんろにおけるDME混合プロパンガスの安全性について、混合比15wt%（重量%）および20wt%のいずれにおいても、**<u>複数機種で一定の安全性が確認された</u>**。

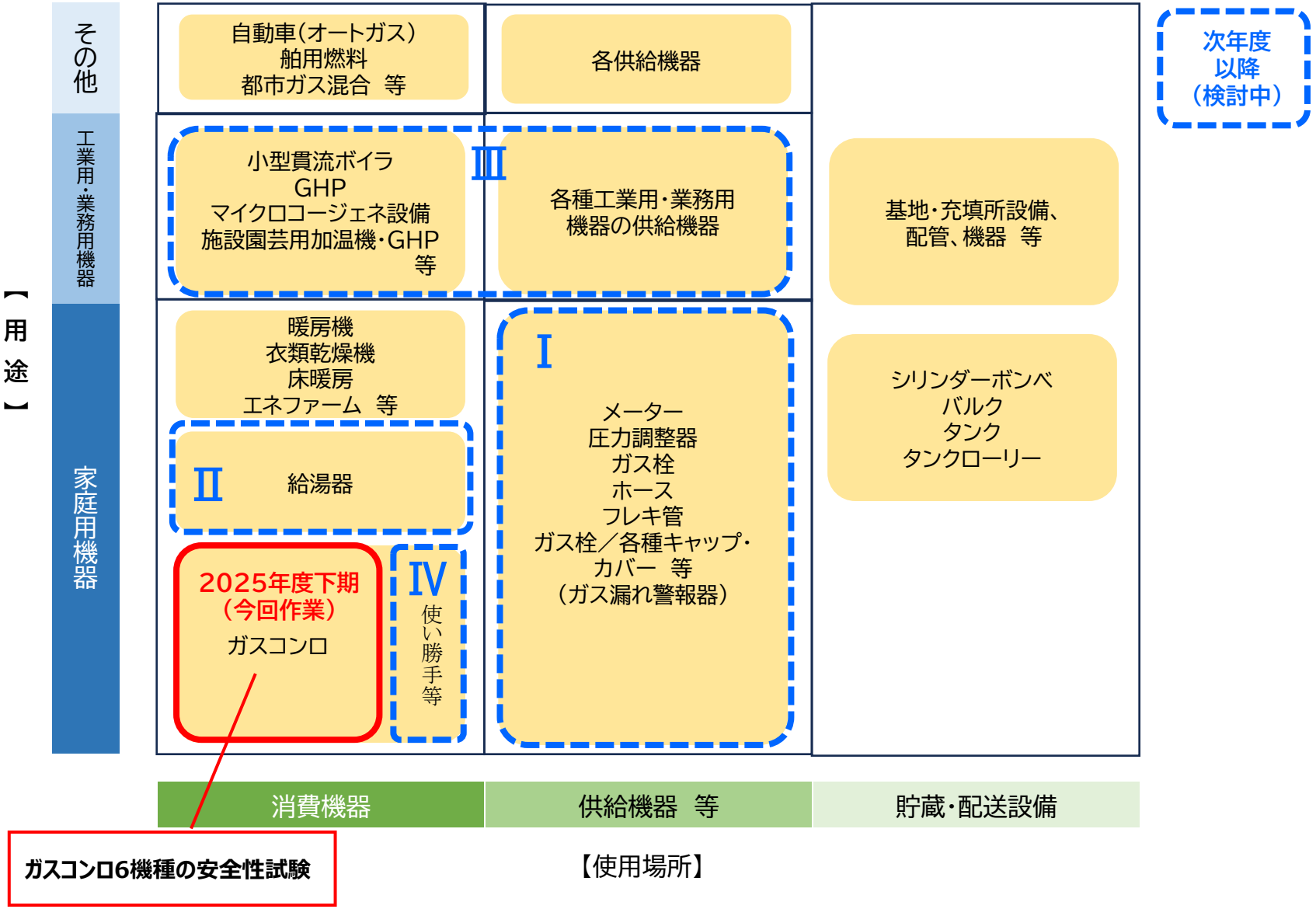
具体的には、過去に検証済みの手動器具栓機種の安全性を再確認したほか、最新の自動器具栓機種に搭載された「立ち消え安全機能」や「調理油過熱防止装置」等の機能についても正常に作動することが確認された。これにより、今後の機器・設備試験に向けた混合基準値を示すことができた。

＜今後の課題と検証テーマ＞

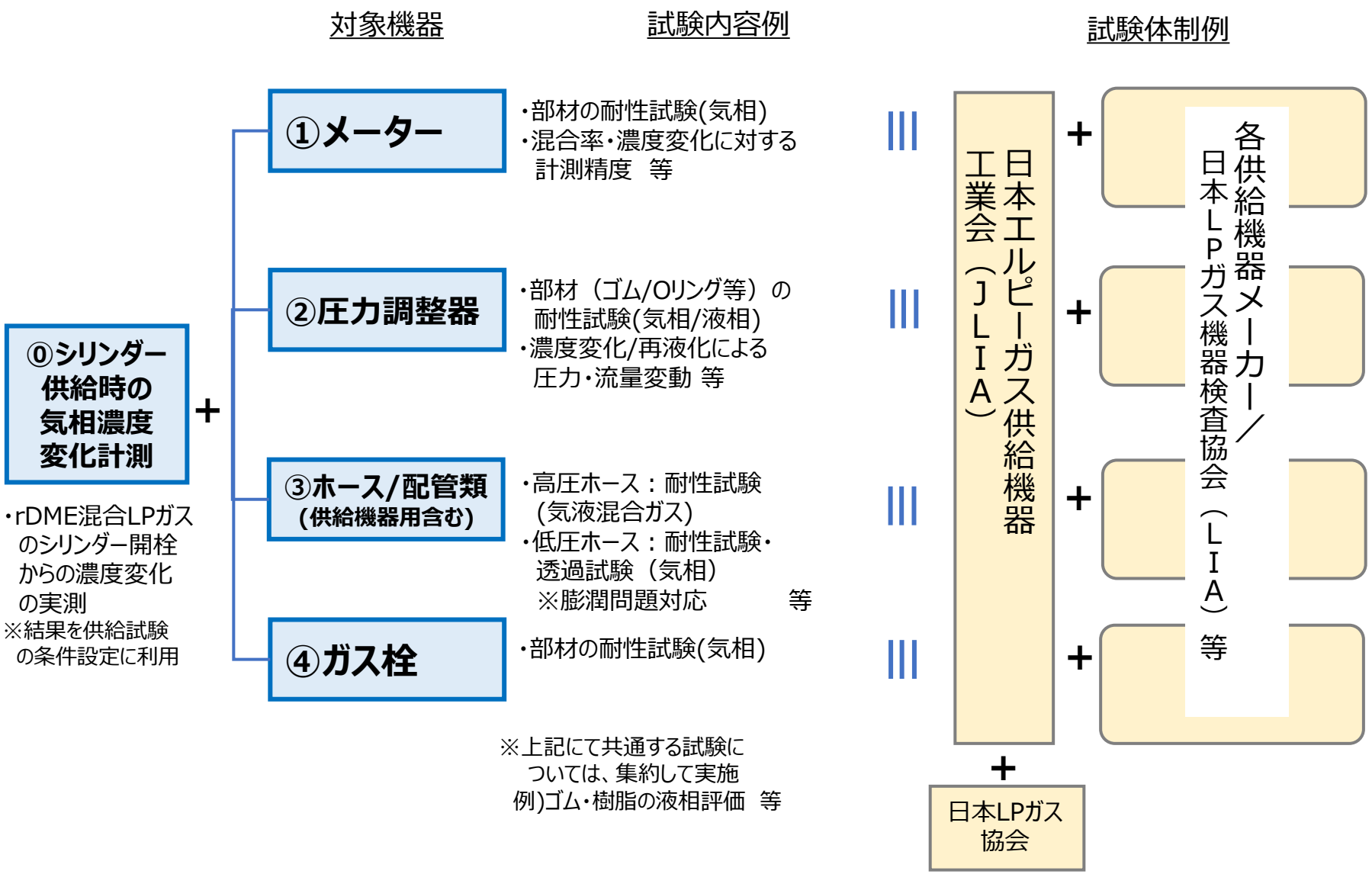
●今回の試験項目は時間的制約等から限定的であったことから、実用化に向けては、今後もメーカーの協力を得て以下の確認試験を速やかに実施し、知見の蓄積を加速させる必要がある。
※次ページ「次年度以降の検証作業スコープ（案）」参照

- **・Ⅰ. 供給機器の耐性等試験**　：消費機器へガスを供給する設備の耐性検証
- **・Ⅱ. 給湯器の燃焼等試験**　：家庭用で最大流量となる給湯器での検証(低Noxバーナーの検証等)
- **・Ⅲ. 工業用・業務用機器の検証**　：ボイラー、GHP（ガスヒートポンプ）等、BtoB設備の供給・燃焼試験
- **・Ⅳ. 家庭用こんろの追加試験**　：未実施の燃焼項目、および自動調理プログラム等の使い勝手検証　等

参考）次年度以降の検証作業スコープ（案）※関係者と検討中



参考） Ⅰ.供給機器に関するrDME安全性検証試験（案）※関係者と検討中



rDME（再生可能ジメチルエーテル）混合低炭素LPガス実用検証作業結果(2)

2．CI値（炭素集約度）の算定･検証結果と成果

●CI値の算定作業からは、以下の試算結果を得られた。

①既存化石由来LPガスのCI値更新（試算）(a)

・2009年算定値　：71.323gCO_2eq/MJ（低位発熱量基準）
　　66.351gCO_2eq/MJ（高位発熱量基準値／公表値）

・今回算定値　：　現在検証中

②rDME単体のCI値試算(b)

・三菱ガス化学新潟工場での2030年時点の予想値：**35.990gCO_2eq/MJ**（同上）

③rDME20wt%（重量%）混合LPガスのCI値試算(c)

・算定値　：　現在検証中

以上から、**rDME利用は大きな低炭素化効果が期待**できる。

＜今後の課題と検証テーマ＞

●まず算定したLPガスのCI値(a)について、各元売へのレビューを実施し、検証する。

●その上で、ISO 14025およびISO/TS 14027に準拠した「LPガスおよび低炭素LPガス製品のLCA算定ルール（PCR：商品種別策定ルール）」を作成する。

rDME（再生可能ジメチルエーテル）混合低炭素LPガス実用検証作業結果(3)

3. まとめ

- 燃焼・安全性試験、CI値の算定・検証作業結果より、LPガスの低炭素化手段として、rDME混合LPガスは有効であり、社会実装に向けて、引き続き各機器・設備における混合割合と安全性の検証、環境価値の更なる精査とLCA算定ルールづくりを進めるに資するテーマと考えられる。

- 当作業を継続し、新たな低炭素LPガスの業界規格（フォーラム規格）化を図っていく。
 また、最終的には、国およびWLGA（世界リキッドガス協会）等と連携し、国際規格化を目指す。

今後の作業について

●第4回WG　：2026年2月24日

・燃焼試験結果
・CI値算定結果
・検討、議論

●既存化石由来LPガス試算値に関する元売各社へのレビュー　：3月初旬

●助成事業とりまとめ／確定検査　：2月末／3月初旬

●第10回官民検　：3月19日

・年度作業報告
・来年度以降の作業計画案

第10回官民検報告内容(案)

今年度実施したrDME混合LPガス　検証作業

2025/10/2 第2回WG資料

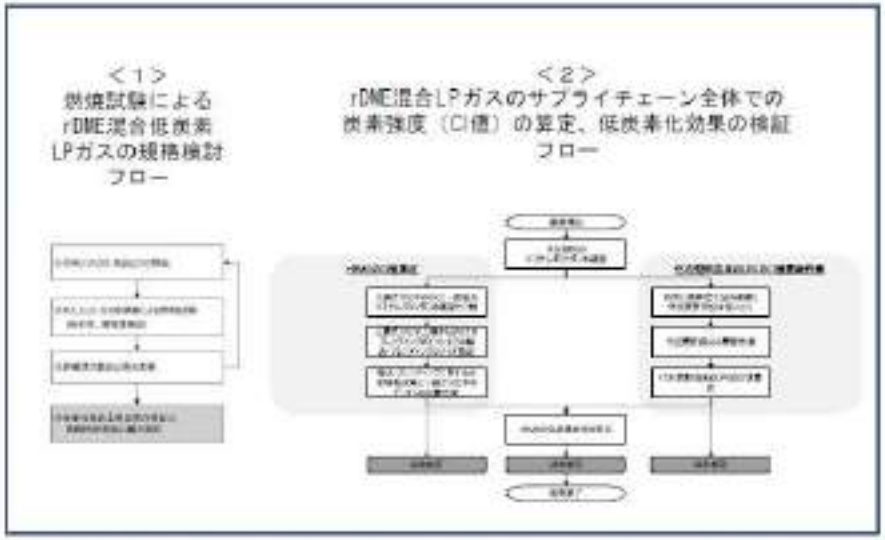
- 採択された経済産業省「令和7年度　標準開発FS調査補助事業」に則り、『rDME混合低炭素LPガスの製品規格に関する国際標準化のための調査』を実施。

rDME混合低炭素LPガスの製品規格に関する国際標準化のための調査
日本LPガス協会

【概要】
LPガスは国内外で広く利用される重要なエネルギーだが、低炭素化が課題となる。本事業では、既存LPガス機器・インフラを活用し、バイオ由来のジメチルエーテルであるrDMEを混合した低炭素LPガスの実用化を目指す。主要ガス機器での燃焼試験により安全なrDME混合率の上限値を特定し、サプライチェーン全体の炭素強度（CI値）を算定することで、低炭素LPガスの製品規格（品質規格）の国際標準化（ISOおよびJIS）に向けた技術的根拠を確立する。

【技術等詳細及び社会的意義】
本事業は、現行LPガス機器で利用可能なrDME混合LPガスの製品規格国際標準化を目指す。家庭用ガスコンロ・給湯器の燃焼試験で安全なrDME混合率上限値を検証し、サプライチェーン全体での環境負荷低減効果を定量的に算定する。

当標準化活動は、以下の社会的意義と効果をもたらす。
- 世界的な低炭素化への貢献：バイオ由来rDME混合により、化石燃料由来LPガス使用量を削減し、温室効果ガス排出量低減に貢献
- 安定供給可能な低炭素エネルギーの実現：既存LPガス供給体制・備蓄体制を活用し、低炭素かつ安定供給可能なエネルギー源の規格を確立
- 既存機器・インフラ利用による社会的追加コストの削減：新たな設備投資を最小限に抑え、社会全体のカーボンニュートラル移行コストを削減
- rDME市場の創出とコストダウン：rDME混合LPガス市場を創出し、rDMEの量産化とコストダウンを促進（将来のグリーンLPガス普及にも波及）
- 日本発の標準化による国際競争力向上：日本が低炭素LPガスの国際標準化活動において主導的役割を果たすことで、国際競争力強化を実現



【対象となる規格の分類】
※デジュール標準を目指す場合は、以下の該当項目に○をつけてください。分類の詳細は（参考）をご覧ください。複数可。

1．基本規格　2．用語規格　3．試験方法規格
④ 製品規格　5．プロセス規格

【標準化する項目】（案）

（1）rDME混合低炭素LPガスの燃焼性評価方法
（2）rDME混合低炭素LPガスの排気ガス安全性評価方法
（3）rDME混合低炭素LPガスの炭素強度(CI値)算定方法
（4）DME混合低炭素LPガスの製品（品質）規格
（混合率上限値、その他品質要件）

1)燃焼試験によるrDME混合低炭素LPガスの規格検討作業(1)

※燃焼試験関連については「一般財団法人　日本ガス機器検査協会（JIA）」に委託して実施した

1．目的

プロパンにジメチルエーテル（DME）を混合した燃料（以下「混合燃料」と略）を家庭用ガス機器で燃焼させ、**安全に燃焼可能なDME濃度の範囲の探索及び燃焼時の問題点や課題を確認**することを目的とする。
なお、実際に混合するDMEは再生可能資源から製造されたDME（renewable DME, rDME）であるが、現時点で入手できないため、**本試験ではその代替として現在市場に流通している製品DMEを使用**する。

2．試験の概要

プロパン及びDMEを充填したそれぞれの容器から自然気化させたガスを混合器により既定の割合で混合し、家庭用ガスコンロで燃焼させ、下記4．に記載する試験項目について確認を行う。**試験用ガスの組成は2水準**とし、過去の試験結果を参考に、**最初にプロパン85wt%、DME15wt%で試験を実施**し、その結果に応じてDMEの濃度を変更して試験を行う。

3．ガス機器

①家庭用ガスグリル付きコンロ（組込型三口）6機種
本試験に供するガス機器の選定は、日本ガス石油機器工業会が行った。

4．試験項目

混合燃料を家庭用ガス機器に使用した場合の、安全性への影響を考慮し項目を選定した。試験は、JIS S 2093:2019 家庭用ガス燃焼機器の試験方法、JIS S 2103:2019 家庭用ガス調理機器に定められた方法により実施した。

1)燃焼試験によるrDME混合低炭素LPガスの規格検討作業(2)

4. 試験項目

- 燃焼状態（無風状態）※
- 電気点火
- 安全装置（立消え安全装置及び調理油過熱防止装置）
- 排ガスの臭気
- 火力調整を手動で行う機種における、火力調節時の不具合の有無

※ガス混合装置に不具合があり、混合比率が試験途中で変わってしまうため、今回はJIS S 2103:2019にて規定されている試験のうち、最高圧力及び最低圧力で実施すべき項目のみ実施、更にバーナーは高火力バーナーについてのみ試験を実施した

5. 試験実施者及び試験実施場所

(一財)日本ガス機器検査協会　大阪事業所（大阪府大阪市淀川区三津屋北2-22-62）

6. 試験結果

プロパン85wt%、DME15wt%での試験の結果、機器誤作動や不完全燃焼等の不具合は見られなかったため混合比率をプロパン80wt%、DME20wt%へ変更して同様の試験を行ったが、**今回実施した試験において不具合は見られなかった**

7. まとめ

今回の試験範囲においては**「プロパン80wt%：DME 20wt%」の組成下でも、ガスグリル付こんろの仕様変更を伴わず安全性が担保されることが確認された**。このことにより、過去の知見の再検証できたとともに、今後の機器・設備試験のための基準値を示すことができた。

しかしながら、試験項目は限定的であり、今後ガスグリル付こんろにおける燃焼挙動の更なる詳細分析に注力するとともに、**他のガス消費機器や、供給機器、更には貯蔵・配送設備等に対しても確認試験を実施し**、DME混合LPガスの実用化に向けた知見の蓄積を加速させていく必要がある。

2)CI値算定・検証作業(1)

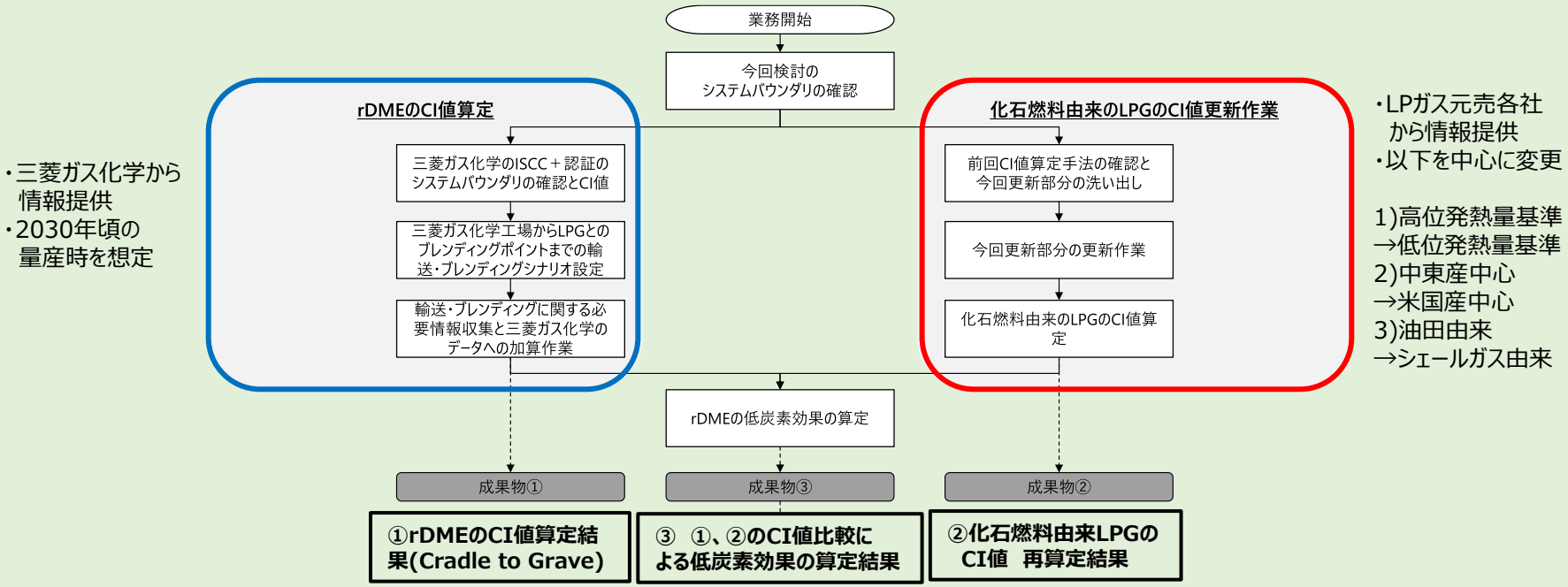
※CI値算定作業については、Booost株式会社に委託した。

1．作業目的

・燃焼試験において安全性が担保できるrDME混合低炭素LPガスの混合割合の最大値（現段階ではrDME20%（重量%）に基づき、サプライチェーンにおける単位当たり炭素排出量（CI：短所強度）を算定する。
・前記の前提として2009年に日本工業大学が算定したLPガスのLCAベース排出量の見直しと、混合するrDMEのCI値の算定を行い、低炭素効果を検証する。

2．作業の概要

・rDMEのCI値算定（三菱ガス化学データへ輸送・ブレンディング作業の排出量の加算）と、化石燃料由来CI値の更新作業の二つを想定する。



2026年2月27日

2025年度
第6回業務委員会
資料№4

経過措置指定団地の2025年12月解除及び2026年3月6月解除予定

▲は、生産動態統計で旧簡易ガスに区分された旧一般ガスの供給区域。

（一社）日本コミュニティーガス協会

	2017年3月31日			2017年4月～2025年10月	2025年12月1日（2025年12月生産動態統計BASE）			2026年3月1日	2026年3月1日見込（2025年12月生産動態統計BASE）			2026年6月1日	2026年6月1日見込（2025年12月生産動態統計BASE）		
	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	供給地点群数の増減	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計	解除予定	自由化団地	経過措置指定団地	団地 計
北海道 ▲ 4	*1* 333 5.9%	*2.9%* 10 0.6%	343 4.6%	0 0.0%	*0* 341 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%	*0* 0 0.0%	*0* 341 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%	*0* 0 0.0%	*0* 341 5.3%	*0.3%* 1 0.1%	342 4.8%
東北 ▲ 1	*88* 542 9.6%	*13.3%* 83 4.8%	625 8.5%	−35 17.9%	*1* 572 8.9%	*3.1%* 18 2.5%	590 8.2%	*0* 1 3.7%	*1* 573 8.8%	*2.9%* 17 2.5%	590 8.2%	*0* 0 0.0%	*1* 573 8.8%	*2.9%* 17 2.5%	590 8.2%
関東 ▲ 7	*266* 1,385 24.5%	*34.3%* 722 41.8%	2,107 28.6%	−98 50.3%	*43* 1,593 24.7%	*20.4%* 409 57.8%	2,002 27.9%	*8* 20 74.1%	*39* 1,613 24.9%	*19.4%* 389 57.1%	2,002 27.9%	*2* 2 66.7%	*40* 1,615 24.9%	*19.3%* 387 57.1%	2,002 27.9%
中部	*124* 469 8.3%	*28.7%* 189 10.9%	658 8.9%	−1 0.5%	*20* 575 8.9%	*12.1%* 79 11.2%	654 9.1%	*0* 0 0.0%	*17* 575 8.9%	*12.1%* 79 11.6%	654 9.1%	*0* 0 0.0%	*16* 575 8.9%	*12.1%* 79 11.7%	654 9.1%
北陸	*10* 292 5.2%	*0.0%* 0 0.0%	292 4.0%	−23 11.8%	*0* 268 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	268 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 268 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	268 3.7%	*0* 0 0.0%	*0* 268 4.1%	*0.0%* 0 0.0%	268 3.7%
近畿	*123* 680 12.0%	*33.3%* 339 19.6%	1,019 13.8%	−61 31.3%	*9* 827 12.8%	*13.3%* 127 17.9%	954 13.3%	*1* 4 14.8%	*8* 831 12.8%	*12.9%* 123 18.1%	954 13.3%	*0* 1 33.3%	*8* 832 12.8%	*12.8%* 122 18.0%	954 13.3%
中国	*86* 549 9.7%	*13.1%* 83 4.8%	632 8.6%	−43 22.1%	*2* 574 8.9%	*2.5%* 15 2.1%	589 8.2%	*0* 1 3.7%	*0* 575 8.9%	*2.4%* 14 2.1%	589 8.2%	*0* 0 0.0%	*0* 575 8.9%	*2.4%* 14 2.1%	589 8.2%
四国	*50* 291 5.1%	*17.6%* 62 3.6%	353 4.8%	4 −2.1%	*0* 344 5.3%	*3.6%* 13 1.8%	357 5.0%	*1* 1 3.7%	*1* 345 5.3%	*3.4%* 12 1.8%	357 5.0%	*0* 0 0.0%	*1* 345 5.3%	*3.4%* 12 1.8%	357 5.0%
九州	*166* 931 16.5%	*20.4%* 238 13.8%	1,169 15.8%	26 −13.3%	*3* 1,148 17.8%	*3.8%* 45 6.4%	1,193 16.6%	*0* 0 0.0%	*2* 1,148 17.7%	*3.8%* 45 6.6%	1,193 16.6%	*0* 0 0.0%	*1* 1,148 17.7%	*3.8%* 45 6.6%	1,193 16.6%
沖縄	*1* 181 3.2%	*0.5%* 1 0.1%	182 2.5%	36 −18.5%	*0* 219 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	220 3.1%	*0* 0 0.0%	*0* 219 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	220 3.1%	*0* 0 0.0%	*0* 219 3.4%	*0.5%* 1 0.1%	220 3.1%
全国 計 ▲ 12	*915* 5,653 100.0%	*23.4%* 1,727 100.0%	減少率= 7,380 100.0%	−2.6%＞ −195 100.0%	*78* 6,461 100.0%	*9.9%* 708 100.0%	7,169 100.0%	*10* 27 100.0%	*68* 6,488 100.0%	*9.5%* 681 100.0%	7,169 100.0%	*2* 3 100.0%	*67* 6,491 100.0%	*9.5%* 678 100.0%	7,169 100.0%

＊ *斜体の数字*は自由化団地の内、シェア50%超の団地数

＊＊下段のパーセンテージは全国計に占める割合

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）

（注）廃止された旧簡易ガス団地数及び指定団地・自由化団地の内訳は把握していない。

赤数字は特別な事後監視解除数（見込）

News Release

電力・ガス取引監視等委員会

令　和　８　年　１　月　１　９　日
経済産業省　電力・ガス取引監視等委員会

ガスの特別な事後監視について（令和７年度第２四半期）

（趣旨）
　ガスシステム改革小委員会において、経過措置料金規制が課されない、又は経過措置料金規制が解除されたガス小売事業者のうち、旧供給区域等における都市ガス又は簡易ガスの利用率が５０％を超える事業者については、「特別な事後監視」として、ガス小売料金の合理的でない値上げが行われないよう、当該旧供給区域の料金水準（標準家庭における１ヶ月のガス使用量を前提としたガス小売料金）を、３年間監視することと整理されています。
　この整理を踏まえ、電力・ガス取引監視等委員会において、四半期毎に「特別な事後監視」を行っており、今般、令和７年７月から９月を対象とした「特別な事後監視」の調査を実施したので、その結果について公表します。

１．調査の概要

(1) 対象事業者・供給区域等

- 旧一般ガス事業者：　３事業者　３供給区域
- 旧簡易ガス事業者：　５４事業者　８５供給地点群

(2) 事業者からの報告事項

　上記(1)の対象事業者から、令和７年７月から９月までの期間（以下「本件対象期間」という。）の標準家庭における１ヶ月のガス使用量及び当該ガス使用量を前提として算定したガス小売料金（月次）に係る情報を収集した。

２．調査結果

　本件対象期間における、各月ガス小売料金の前月及び前年同月との比較などを行い、検証・確認を行った結果、原料費調整による値上がりはあるが、合理的でない値上げは認められなかった。

（本発表資料のお問い合わせ先）
電力・ガス取引監視等委員会事務局
取引監視課長　栗谷
総合監査室長　高橋
担当者：宇野、佐藤
電　話：03-3501-1552（直通）

○厚生労働省告示第二十一号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第九条第五項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第九条第五項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

六二三、三五七円

○厚生労働省告示第二十二号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

六一九、一六七円

○厚生労働省告示第二十三号

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和三十四年政令第四十一号）第十一条第三項第二号の規定に基づき、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令第十一条第三項第二号の規定に基づき令和八年度における全ての都道府県に係る介護納付金賦課被保険者一人当たりの所得額の見込額として厚生労働大臣が定める額を次のように定め、令和八年四月一日から適用する。

令和八年一月三十日

厚生労働大臣　上野賢一郎

七三〇、六五四円

自己資本報酬率適用率	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	8.24	6.50
（β値：0.6）								（A）

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	0.64
平均実績有利子負債利子率(B) （格付格差（0.085%）補正後）	0.73

（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

需要家数30万戸以上の事業者	2.69
需要家数30万戸未満の事業者	2.75

○経済産業省告示第四号

旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十号）別表第三第二表の規定に基づき、旧簡易ガスみなしガス小売事業者指定旧供給地点小売供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（平成二十九年経済産業省告示第百七十五号）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

改正後	改正前
12　事業報酬率 規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、2.75%とする。	12　事業報酬率 規則別表第３第２表の「事業報酬率」は、2.72%とする。

○経済産業省告示第五号

ガス事業託送供給約款料金算定規則（平成二十九年経済産業省令第二十二号）別表第一第二表の規定に基づき、ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値（令和六年経済産業省告示第百二号）の全部を次のとおり改正し、公布の日から施行する。

令和八年一月三十日

経済産業大臣　赤澤　亮正

ガス事業託送供給約款料金算定規則の規定に基づき経済産業大臣が別に告示する値

事業報酬率の算定に用いる値

①自己資本報酬率

年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	平成29～令和5年度平均
全産業自己資本利益率	10.75	10.38	9.20	7.55	10.83	12.80	13.06	

公社債利回り実績値	0.13	0.13	−0.01	0.05	0.07	0.44	1.02	
自己資本報酬率適用率	6.50	6.28	5.52	4.55	6.53	7.86	8.24	6.50
（β値：0.6）								（A）

（事業者の経営状況を反映するための年限　7年）

②他人資本報酬率

平均実績有利子負債利子率(B)	0.98
平均実績有利子負債利子率(B) （格付格差（0.085%）補正後）	1.07

（参考）事業報酬率（(A)×35%＋(B)×65%）

ガスメーター取付数30万個以上の事業者	2.91
ガスメーター取付数30万個未満の事業者	2.97

○環境省告示第八号

環境基本法（平成五年法律第九十一号）第十六条の規定に基づき、大気の汚染に係る環境基準について（昭和四十八年五月環境庁告示第二十五号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適